

も大切な課題である。

この課題を新潟県に即して明らかにすることは私たちのしごととして残されている。

私たちの能力の中で、次第に解明していきたい。

県民の多くの方々から、多くの批判が寄せられ、論議されることを願つて止まない。また御指導や資料の提供を心からおねがいしておわりとする。

(岩船郡朝日村立猪沢小学校)

子どもの人権と教育

—生徒名簿提供問題によせて—

八木三男

目次

「はじめに」

- 一、名簿提供の実態
- 二、名簿提供の方法
- 三、名簿提供と新聞論調
- 四、プライバシーと人権
- 五、教育の自主性
- 六、受験競争
- 七、非行の日常化
- 八、体罰
- 九、教育における効率性

はじめに

七月初旬に全国各地の高校や中学校が、警察や少年補導センターに生徒名簿や顔写真を提供していた事実があさらかになり、多くのジャーナリズムは、これを生徒・父母の人権やプライバシーの侵害であるとして、学校教職員の人権感覚の衰弱を非難した。

社会防衛や公共の秩序維持を主要な任務とする警察に、一般の生徒の全氏名や住所さらに顔写真をあらかじめ提供するのは、いかに青少年の「健全育成」を名としても、人権感覚の麻痺をいわれても弁明の余地はなさそうである。「健全育成」（子どもの発達保護）をはたすためには、まずなによりも子どもたちの人の権と人間の尊厳が守られなければならないところである。

また名簿や顔写真の提供は、その種類によっては、公立学校教員にとって、地方公務員としての守秘義務「職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」（地公法三四条一項）条項違反にもなりかねない。いずれにしろ、今回の名簿や顔写真の犯罪捜査機関への提供は、現在の初等・

中等教育のもつ荒廃現象の具体的なあらわれかたのひとつであるようと思える。

この小論では、現代の日本の学校教育がかかえている困難な教育的諸問題、とりわけ生徒非行や進学競争、教育の能力主義的効率主義や管理主義などの実態をたどりながら、現代の学校教育や警察などで、子どもの人権や人間の尊厳の問題がどのような扱われかたをしているのかを、追究してみたいと思った。

そのために、この小論では現在の学校教育のネガティブな側面のみを強調してしまったきらいはあるが、しかしその辺を明らかにすることによって、父母から負託されているとする教師の教育権限に内実を与える道が、はじめて展望できるのではないかと考えた。御諒解願いたい。

また、この小論で、政府等の政策にあえてふれなかつたのは、名簿提供問題を何よりも教育主体である教師が深刻に受けとめなければならないと考えたからである。

一、名簿提供の実態

名簿提供の実態をいくつかの新聞の報道に即して明らかにしていくと、以下の通りになった。折角の機会なので、煩を厭わずに記録していくことにする。

名簿提供が最初に秋田県で明るみに出たので、まず秋田県からはじめる。

秋田県の場合

問題の発端は六月下旬に警察に渡した全校生徒の顔写真が返却されないのを疑問に思った由利工高の教師が、「こんなことが全県的に行われているのか」と訴えた告発によるものであった。その後県高教組の調査で、公立高校五六年中名簿提供校は三九にのぼり、このうち五校が顔写真も提供していた(7月1日「畠畠新報」)。三九校のうち直接警察に渡していた学校は十一、地域の生活指導連絡協議会を通じて渡していた学校が二七であった(7月「朝日新聞・秋田版」)。

中学校の例では、大館市の場合、警察が生徒を補導するたびに学校に問合せせるため、学校側から便宜的に名簿を提供するようになった(7月「秋田魁」)とか、これは青森県の例だが、弘前市教委のいい分では子どもが交通事故にあたり補導された時など、警察が父母や学校に連絡をとり、身元確認を急ぐためのもので夜間、休日の補導も多いので、手つとり早い方法だったとしている(7月「毎日新聞」)。

小学校でも名簿を提出していたことが明らかになった。男鹿市内四校が警察の婦人補導員や駐在所の警察官にわたしていた(7月10日「朝日・秋田」)。駐在所の警察官が自転車に書かれている児童の氏名から、持主を割出すための資料にしているというのであった(7月「秋田魁」)。秋田県教組も小学校まで提供していたことに驚きをかくせないようであった。

福島県の場合

高教組の調査によると、会津、相双、いわき地区では生活指導連絡協議会(以下生指導という)でひとまとめて警察に提供し、県内の一一〇校のほとんどが公私立高校が提供していた(7月「朝日・福島」)としている。これに対しても県の教育次長は「教育指導以外の目的に使われるのなら問題だが、そうじゃない限りプライバシーの侵害にはならない。高校合格者発表では生徒名を公表するだけじゃないか」(7月「朝日・福島」)などとわけのわからないことを発言している。おむねこの名簿提供問題では、県・地域の教育委員会の発言の水準はこの程度のものが多く、人権やプライバシー問題についての認識の低さを露呈している。



山形県の場合

村山地区高校生指協が一括して提供したことを明らかにしたが、山形署がそれを否定した。その後、同生指協の総会案内が公表され、山形署のいい分が偽りであることが明らかになった。案内文の提出物の項に「生徒名簿十二部（事務局・市警・指導センター）」とあり、カッコ内は配付先であることを明らかにしている。同文書はさらに「止宿生徒名簿三部」「年間行事予定三部」の提出を求めている（7月19日・山形）。この限りでは名簿以外の提出物が警察にも渡ったかどうかは明らかではないが、三部というのがいかにも前述の事務局・市警・指導センターが配布先のような気がしてならない。そうだとすれば、青少年の「健全育成」を名として、警察による補導を期待するあまり、学校の独自の調査や計画のなにもかもが提供されかねない雰囲気にある状況をこれは示している。

長野県の場合

七月十二日の県教委のまとめでは、公立高校八七校中三一校、小・中学校でも二六校が提供していた（7月19日・長野）。県警の防犯部長は（一）名簿は名前と職業が記載されているのが大半で、プライバシーの侵害にはならない、（二）学校が自主的に出したもので不法入手したものではないので、返却を求められても返す必要はない。今後も非行対策として名簿提供を求めていく。名簿がないと補導した子どもの確認が遅れ、警察にひきとめる時間が長くなる（7月19日・長野）といっている。この発言では今後も提供を求めるとしており、発言の前後は矛盾しているが、新聞記事のなかでは公然と返却しないといつためずらし内容になつていて、ただし返却に応じている警察署もあり、警察内部で統一した方針がないらしいことも報道されている。警察が多少あわてている様子もみてとれる。子どもをとどめる時間が長くなるなどと、脅迫いた言い方も気になるところだろう。伊那市では警察が未提出校に「（非行の）早期発見のため、ぜひ提出をよろしく」と非公式文書を出したことも報道されている（7月19日・長野）。

（7月19日・長野）。

写真だという（7月19日）。清水市でも市教委による一括提供である（7月19日）。

周智郡のある県立職業高校には、森・天竜など五つの警察署から、名簿提供の直接依頼があった（7月19日・静岡）としており、警察もなかなかのものであった。

新潟県の場合

新潟県の名簿問題の調査は、他県に比して大分遅れた。七月十六日の「新潟日報」の以下の報道が最初である。

高教組は七月十五日の支部分会代表者会議で調査したが、出席一〇三校のうち九八校が回答した。生徒の顔写真を提供している学校はなかったものの、沼垂、高志、明鏡、村上女子、佐渡女子、兩津、新津南、五泉、黒崎、西川竹園、燕、加茂農林、塙沢商工の一三校がPTA会員名簿を提供していることが明らかになった。警察への資料提供は「あらかじめ求められたので応じた」高校が七校、「あらかじめ求められたが断つた」高校が九校あり、警察からの働きかけの強さをうかがわせている。また「職員会議で討議したうえで提供」した学校も一校あった。

この報道は実際はあまりにもかけはなれた内容のないものだった。その組合の会議に出席した高校教員の多くが、自校の名簿についての実態を知らなかつたために、極めて不正確な数字が出たものである。分会の説明を得ないので学校名まで公表されたために、ある分会では信義に反すると不信を強め、その後の高教組の本格的な調査に支障をきたし、組合側で正確な実態把握が不可能になつたらしい。

実際は新潟市内のほとんどの高校が、数年前から市の青少年補導センターに名簿と顔写真を提供しており、警察にも名簿と一部学校では写真も提供されている。写真はそのためにわざわざ生徒から余分に提出させたものである。全県的にはこれに類した状況だろうと推定できるところである。その後県議会で共産党の福島県会議員の質問もあり、久間教育長は「全校生徒の名簿を提供することは慎むべきだ」として、資料提供の実態について調査することを明らかにした（7月19日・新潟日報）。県弁護士会も独自に調査をはじめた。県教委の大西高校教育課長は「あらかじめ生徒名簿を警察に提出することは賛成できない」（7月19日・新潟）としている。

静岡高教組によると、静岡市内の全小・中・高校に市の教育長名で「青少年補導センターの街頭補導活動に必要」として、名簿三部と小学校を除く生徒写真の提供を求めた。名簿二部は地元の静岡中央・南両署の防犯少年課に、もう一部と写真は市教委の青少年補導センターに保管されている。今年度は市内全小・中・高校一三校のうち九一校の名簿と中・高校五四校のうち三二校分の

静岡県の場合

静岡高教組によると、静岡市内の全小・中・高校に市の教育長名で「青少年補導センターの街頭補導活動に必要」として、名簿三部と小学校を除く生徒写真の提供を求めた。名簿二部は地元の静岡中央・南両署の防犯少年課に、もう一部と写真は市教委の青少年補導センターに保管されている。今年度は市内全小・中・高校一三校のうち九一校の名簿と中・高校五四校のうち三二校分の

で本県は算入されていない。最終的には名簿を提供していない都道府県はおそらく極く少數の例外的なものになるのだろうと思われる。警察の側になんらかの統一的な方針や計画があつたのではないかと疑わせる提供ぶりであることがわかる。

補足

生徒の表簿・名簿の種類

学校の教職員にとって生徒の表簿・名簿の種類などは説明されるまでもないことだが、一般的の読者を考慮して、高校の標準的なところを一応説明をしておけば、以下の通りである。

(1) 指導要録(全県統一様式)

生徒一人ひとりの学習や性格の評価を含む基本的な表簿で二十年保存。公表されることはない。

(2) 生徒指導カードその他の名称による資料

各クラス担任が保管しているもので、指導要録にも記載されていない家族構成、住居地図、将来の志望、持物(自転車等)の番号、趣味、交友関係等詳細なものが多い。生徒が記入して提出するもので、公表されない。

(3) 各クラスの名簿

生徒氏名、保護者氏名、職業、住所、電話等の一覧表の名簿である。学校で様式を統一して綴れば立派な全校名簿ができる。

(4) わかるPTA名簿

通常は親の方で作るものではない。部落や町内毎に生徒氏名、保護者氏名、住所、電話などが記入され、職業が記載されることもある。生徒、保護者に公開される。この名簿は地域PTAを開く場合に都合がよく、生徒も調査している。地域PTAを開催するなど、その学校の教育活動のいくらかの質を反映していると思われる。

以上の名簿や表簿は学校の教育活動の必要によって、それぞれの学校ごとにそれぞれ異った形式によって作成されるが、大方似たものである。警察に提供されたものは(3)、(4)のいずれかである。いざにしろ生徒、保護者が学校の教育以外のところで名簿が使用されることを予想して、自から情報を提供したものではあり得ない。

二、名簿提供の方法

さきの名簿提供の実態でみてきた新聞報道をまとめると、提供の方法はほぼ以下のようにあった。

(1) 地域の教育委員会が一括して提供している場合。
これは小・中学校の例である。かなり徹底した提供ができる。問題が一番大きい。静岡市の場合は、市教委が高校もカバーしているのは驚きだが、生徒の生活指導や補導が地域との連携と協力を前提としていることから、起り得るケースはある。

(2) 地域の小・中学校あるいは高校の生活指導連絡協議会を通じて、一括あるいは個々に提供している場合。

この組織は全国的である。各校の生活指導主任を中心として組織されており、たてまえは自治的なものである。警察と定期的に協議が行われている。新潟県の高校の場合、警察が主導的であるケースはほとんどないと思われる。このなかで、警察に資料として提供するかどうかは別にして、その地域の問題グループの生徒の氏名、行状等の資料は自由に交換されており、一覧表になつていて可能な生徒の氏名、行状等の資料は自由に交換されており、一覧表になつていて可能性もある。かつて広島でこの種の資料が警察に渡つて問題になつたケースがあつた。しかし、生指協が子どもの人権の問題については一般に必ずしも神経質であるわけではないにしても、良くも悪くも学校独自の協議ができるわけで、次の学警連にみられるお役所風の型にはまったく事例研究などでお茶をにごしていいるわけではない。

(3) 学校警察連絡協議会(以下学警連という)

七月十一日の「毎日新聞」の全国的なまとめでも、各県で学警連を通じての提供が一番多い。学警連は昭和五十八年の「警察白書」によると、全国に二五〇〇の組織があり、小・中・高校の約九割、四万校が加盟しているといわれる。その他に警察と民間企業を結ぶ職場警察連絡協議会(職警連)があり、一一〇〇〇の組織があり、小・中・高校の約九割、四万校が加盟しているといわれる。その他の組織と民間企業を結ぶ職場警察連絡協議会(職警連)があり、一一〇〇〇の組織があり、小・中・高校の約九割、四万校が加盟しているといわれる。

学警連はあとで詳しく述べる「少年警察活動要綱」によって組織されたものである。その第七条五項には「警察の責務をわきまえ、常に幹部の指示する方針に基づくとともに、できる限り学校の教員・児童委員・保護司その他の関係者と協力すること」とある。警察が経費をもち、警察が主座になり、少年課長が主宰する。農村部では駐在所の警察官が主座になるようである。警察が資料を提供し、学校が事例研究を発表する場合が多いようである。しかし、教育問題を警察が主宰するのはおかしいという批判も多く、新潟県では数年前に形式的な組織替えをした。

昭和五十三年十月一日を期して、学警連という名前は踏襲したまま、形式的には学校が主体になった。県教委、県警と民生部が協議し、新潟県青少年総合対策本部事務局長・民生部長五十嵐利彦名で通達が出された。

それによると、小・中学校と高校とは別に組織するとした。小・中学校の学警連を例にとれば次のようにあった。

構成は学校（小・中学教、警察署、市町村教委、福祉事務所、少年補導センター）。会長は小・中学校長から互選し、副会長には警察署長をつける。会の運営や方針上の基本事項は前記の所属長の会議によっててきめ、幹事は実務担当者会議で具体的な連絡協議をおこなう。実務担当者とは各校の生活指導担当教員と防犯少年課長である。経費は会費及び寄付金をもっててたる。各学校・役所自担当のことである。高校の場合は、別に専修学校・各種学校も含むものとされた。さきに記した高校の生指協でも、職業訓練学校・海員学校なども構成員である。（資料「本誌」八一・八三頁参照）

この組織替えされた学警連でも、所属長会議によって基本方針を、担当実務者会議によって具体的な協議をすすめるなど、いかにもお役所風の機械的な協議体で、基本方針と実務が一体である学校教育における生活指導の実態とはいかにもかけ離れた、なじみにくいものになつていて。

この協議体は、小・中学校の場合、ほぼこの通りに運営され、実態は組織替え以前の状況に変化はなさそうである。新潟県の高校の場合は、すでに生指協が実体として機能している地域では、高教組の強い反対もあって学警連は形式的に存在しても、実体はないものようである。しかしその生指協が、学警連のような通達による組織的形式をもたないまでも、警察との連絡協議は近年一層親密になつていると思われる。その理由はあとで述べるが、高校などでは校外の生徒の補導はほとんど警察に委ねざるを得ない状況があり、その資料の提供なしには、ほとんど盲目同然の状態になつてゐるからである。この辺に名簿提供による生活指導上の情報の入手を期待している高校の実態がある。したがつて名簿提供を拒否することで逆に警察が情報の提供を拒んだらどうしよう真剣に懼れている教師は意外に多いと考えなければならない。高校教師のかなりの数が名簿提供を必要悪と考えているところがあるのである。

四自治体の（青）少年補導センターに渡す場合

少年補導センターとは「青少年白書」（昭和五七年度版）によれば「少年の非行

防止に關係のある行政機関、団体及びボランティアが参加し、少年補導に関する諸活動を総合的かつ計画的に実践するための共同活動の拠点として設けられたものであり、街頭補導、少年相談「有害環境の浄化等の活動」を行うところであるとしている。昭和五十六年度末、全国の設置数六〇七ヶ所、所属のボランティアの少年補導委員七九〇〇〇人である。警察も積極的に参加していることはいうまでもない。後述するが、警視庁の場合、少年補導センターは、少年第一課の出先機関とされている。

今度の名簿提供先には、この少年補導センターという場合も多い。新潟市の場合は、青少年補導センター所長名とその押印のある正式の依頼状になつていて、文面はほぼ次のようになつていて。

宛先は中・高校長、提出先は青少年補導センター、生徒の顔写真と名簿各一部、提供理由は、青少年の健全育成と具体的には街頭補導の資料として役立たせる、としている。

新聞の報道によると、関係者のなかでは少年補導センターに名簿提供するはまだじも、警察に提供するのは行き過ぎだという感覚も多いように推察できる。しかし實際は静岡市の場合のように「中高校生全員の写真を市教委青少年補導センターに集めて、警察の依頼があれば見せる仕組みになつております」（昭和五十七年六月二日）、実態はほどこでも同じことだと思われる。しかもこのような状況のところでは、警察にも同じように学校から提供していいる場合が多い。さらに横浜市教委では、昭和五十七年から児童生徒指導センターに非行防止アドバイザーを置き、アドバイザーにそのため退職した警官を充てたうえで、市立の各学校から「児童・生徒問題行動報告書」と「家庭環境調査」をあげさせるなど、学校が指導した児童・生徒の全くの秘密資料の収集を職権をもつて行つてゐるのである。¹⁾

（四）警察の婦人補導員に渡す場合

秋田県の小・中学校の場合に見られるケースである。これも無論警察に直接手渡すことである。

婦人補導員はママボリスなどといわれている常勤または非常勤の警察職員である。少年非行防止活動のうち、司法警察職員の権限を要しない非権力的な活動の分野において、女性のもつ細やかさ、母親的な温かさをもつて少年の心情に即した処遇を行うことを期待して、昭和三十一年に北海道警察が初めて設置したものである。その後道府県の警察に逐次配置されてきていた。昭和五十四年四月には四十三県八三六人になった。その任務は、（一）街頭指導、（二）少年相談、（三）触法・貞犯少年事案の処理、（四）関係機関との連絡など。

（内）教職員の側から自主的に提供をきめる場合も無論あるわけである。かつて新潟市で高校生青春が問題になつたとき、新潟市の高校生指協が自主的に名簿と写真の提供をきめ、以来市の青少年補導センターの提供要請になつたと仄聞している。また「新潟日報」七月十六日の報道でも、警察の要請をうけて、職員会議で討議のうえ提供をきめた学校のあつたことがしらされている。おそらく日常の生徒の生活指導に極端に困難な立場に立たされている学校の、止むにやまれぬ決定であつたと推定できるのである。これは手続きとしては全くめずらしいケースだろう。

しかし一般的には、学校の職場では顔写真の提供にはかなりの抵抗を感じて、名簿の提供をさほど重視した形跡はみられない。むしろ極く軽く考えていたのではないだろうか。生協の意を請けて、校長等管理職の知らないうちに生活指導担当教員の一存で提供していた学校は多いが、職員会議でこの問題を討議して提供するケースはほとんどないと思われる。その場合はよほどの困難に立たされた学校以外はなんらかのコントロールが働くと思う。

全体として名簿提供の理由として明らかになっているものは、もっぱら青少年の「健全育成」ということであり、具体的には街頭補導で名前をチェックするためであるとしていることである。

その他自転車の所有者のわり出し、嘘をつく少年が多いとか、いずれも補導・捜査の効率性を理由にしている。長野県警のように、名簿や顔写真がないと被疑者を警察にとめておくのが長びくだけだと脅迫まいの理由を掲げているケースもある。

学校の提供理由は、新聞報道だけでは分明でないが、校外の街頭補導等を全面的に警察に依存し、広域化、日常化、一般化しつつある生徒の非行の実態を警察から情報を得、他校の生徒や地域の暴走族その他暴力的な集団とのかわり等学校では調査がむずかしい問題を警察に委せようという非行対策の一環の効率化、徹底化をねらっていることも間違いないところだろう。新潟市の場合のように、比較的大変なしかも地域をカバーしているような生徒非行が起ると、それを契機に名簿や写真の提供が慣行化する場合が多いようである。

三、名簿提供と新聞論調

まず名簿提供問題についての主要な新聞の社説の標題をかけてみよう。共通しているのは「人権」である。

新潟日報「教育の場に欠ける人権意識」（七月十日）

秋田魁新報「高校生の人権は教育が守れ」（七月七日）

毎日新聞「子どもの人権を尊重せよ」（七月十一日）

朝日新聞「学校と警察の協力には節度を」（七月八日）

新聞の論調の主要な論点はほぼ以下の四つに集約できるだろう。

第一に学校教育における子どもの人権の擁護とプライバシーを守る姿勢の欠如についてである。これも折角の機会なので詳細を記録しておくことにする。

「このような顔写真や生徒の名簿の警察への提供は、全生徒を『犯罪予備軍』ととらえる発想に基づくものといわれてもやむを得ない。そういう発想は本来、教育となじまないものだ。加えて親の呼び出に便利なように、父母の名簿まで捜査機関に提供することは、重大なプライバシーの侵害であり、とうてい容認

することはできない。教育の場におけるこのような人権意識の欠落にはただ起きるばかりである」（『新潟日報』）。

「警察がそうしようとするれば、名簿や写真帳くらい簡単に入手できるだろう。学校や教委が渡すところに教育にたずさわる人々の責任放棄の姿勢がうかがわれ、心配なのである」「写真になるといつそう慎重な取り扱いが必要で『警察官が撮影する場合でも、正当な理由もなく個人の顔を写すことは許されない』とした最高裁判例もあるほどだ。相手が子どもだからといって、指名手配写真をあらかじめ用意しておくようなことを、安易にしてはならないのである」（『朝日』）。

「一連の報道から判断するかぎり、関係者はプライバシーの侵害に当るという認識をさへ欠いているように見える」「こうした学校現場の人権感覚の希薄さはどこに由来するのだろうか。それは人権について教える学校が少ないからではあるまいか……教師の人権感覚、とくに子どもの人権を尊重する観念の薄いことも、教師が人権について十分に学ばなかつたからだろう。体罰にせよ、出席停止や退学といった切捨てにせよ、細かすぎる生徒規則にせよ、その根は同じである」（『毎日』）。

第二に学校は教育の自主性を守れという主張である。

現在の非行の増大や校内暴力が目にあまり、警察に協力を求めるのは避けられないだろう、ということを前提にして、「どの子がなにをするか、分らない。だが何かあつたら、そちらに任せます」といわんばかりの資料提供には教育者として無責任なものを感じる。（中略）大人が子どもにしてやらなければならないのは、どこまでも教育であり、一人前になるのを助けてやる宮みである。子どもが成長の過程で、つまずいたり、横道にそれたりするのは避けられない。力で管理して、そういう現象がなくなりさえすれば、健全に育つてはいるというわけではないだろう」（『朝日』）。

「学校に通う少年少女は教育的に保護されなければならない。そうした保護義務を怠って安易に警察に補導上の資料をゆだねたりするのは教育権の放棄につながる」（『秋田魁新報』）。

「今回の名簿・顔写真提供について『非行防止のためにも協力すべきだ』『名簿を提供してなぜ悪い』と開き直る校長や教師が多いのに驚かされます」（7月18日『赤旗』記者レポート）。

第三に教育における効率性批判である。

「生徒や家庭の事情を把握しておけば、警察にとって便利だろう。学校にも事件が起きたとき効率的に対応できるという利益があるかも知れない。しかし教育の場に効率性の追求という観念がはびこれば、最も大切な『人間』の意識が薄れてしまう」（『毎日』）。

第四に警察に対する批判である。しかしこれは新聞論調には意外に少ないのも驚きである。

「この写真提供問題はからずも警察の不気味な体質も暴露した。男鹿署員の暴行事件、県警本部庁舎への弁護士立入り拒否事件、そして今度の写真提供と、このところ警察の権力主義、非民主性をあらわに感じさせる出来事が続いている。警察はいったい教育の尊厳と、その自律性をどのように考えているのだろうか」（『秋田魁新報』）。

「補導した生徒をひんぱんに警察によんだり、授業中学校へ踏み込み、生徒をひっぱっていったり、授業中でも生徒を学校で尋問するなど、異常な事態があちこちで生れているといいます」（前掲『赤旗』レポート）。

以上の四つの論点は理論的にも実践的にも承認できるとしなければならないが、教育現場がこの位の批判で、実際にはひきさがらないだろうということも事実だと思われる。マスコミや評論家連中は盛んにやれ人権侵害だ、教育の放棄だときめつけるが、教育の現場を知らない空論だとする論議も、現場の教師には説得力をもつと思われる。とにかくなんとか「授業」だけでも成り立たせなければならぬとする深刻な事態もある。実際に新潟市内の高校では来年度以降も青少年補導センターには名簿と写真の提供を続けるともうわざされていいる。警察に提供するのは問題があろうが、青少年補導センターでは係以外は見られないよう厳重に管理されているうえに、捜査機関でもないから、なぜそれほど神経質になる必要があるか、など。教育現場が再びあやまりを犯さないために、わたくしが承認できるとした新聞論調の主要な論点を詳しく補足していくことにする。

四、プライバシーと人権

「朝日新聞」のいう写真撮影についての最高裁の判例から紹介していくことにする。

最高裁昭和四十四年大法廷判決

昭和三十七年六月京都府学連主催の大學生管理制度反対のデモ隊の先頭部分を行進状況が許可条件に違反したかどうかを採証中の警察官が撮影した。被告人がこれに抗議し、警察官を負傷させたため、公務執行妨害罪で起訴された事件最高裁は犯罪捜査のための写真撮影と肖像権との関係を、憲法一三条を引用しながら次のように判示した。憲法一三条は「国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができる。そして、個人の私生活上の自由の一として、何人も、その

承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態（……）を撮影されない自由を有することができる。これを肖像権と称するかどうかは別として、少くとも、警察官が正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法十三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」

さらに本人の同意がなく、裁判官の令状がなくとも許容される限度について

①現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合

②しかも証拠保全の必要性および緊急性があり

③かつその撮影が一般的に容許される限度をこえない相当の方法をもって行なわれたとき、と規定した（判集二三卷二二号）。

これは許容要件として①の現行犯的状況の存在を認めていることから、最高裁判は事実上肖像権そのものの存在を承認したものと考えられている。

このようにして実定法上の承認を得た人権ではない肖像権そのものの主張は、地裁や高裁の判決でも概念として明確になりつつある。

たとえば田町電車区入浴事件（東京高裁昭和四三年一月第一九刑事部判決）は上記最高裁判決と同じように憲法十三条を引用し「国民はその承諾なくして写真を撮影されたり、これをみだりに公表されたりすることを内容とする利益をもつものであり、これは私生活をみだりに公表されないことを内容とする国民の自由及び幸福追及の権利に内包されると解される」としている。（判例タイムス二二八号）

東京地裁（昭和四〇年）も「写真撮影は、現行犯、緊急、通常逮捕の場合、あるいはお祭りさわぎ、集会、デモ行進など、みずからプライバシーの権利を放棄したと認められる場合は、相手の承諾を必要としないが、それ以外は原則として承諾を必要とする」としているのである。（前掲入浴事件）

憲法第一三条は「すべての国民は個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」となっているが、かつて旅券発給拒否事件（最高裁判決昭和三三年大法廷）で田中・下飯坂両裁判官の補足意見では、一三条を「四条以下に個別的には列挙されていない諸権利をひき出し得るものとして、憲法の人権と自由の保障リストは歴史的に認められた重要性あるものだけを括ったもので、網羅的ではない。従ってそれ以外に権利や自由が存せず、またそれらが保障されていないというわけではない。……それらは一般的な自由または幸福追求の権利の一部をなしている」と発言している。

このようにして憲法第一三条が、個人の人格的生存に不可欠な権利を総括的に保障したもので、第一四条以下に個別的な基本権の列举によってカバーしき

れない諸権利について補充的に保障する機能をもち、プライバシー権等の概念もいまや明確になつてきているとする説が有力になつてきている。

以上のようにみてくると、顔写真や名簿を提供された生徒について、「新潟日報」その他が「犯罪予備軍」といつたり、「指名手配写真」といつたりするのは故なしとしない。顔写真撮影の問題は、プライバシーの権利としては極めて厳密な制約があり、一般に被疑者についてさえも、非拘束者はその承諾がないかぎり認められないとしている⁽³⁾。

したがつて、全生徒の名簿と顔写真をあらかじめ捜査専門機関たる警察や、警察とも密接な関連をもつて、非行あるいは不良行為少年を補導する機関としての青少年補導センターに一括して渡すなどは、よしんば教育機関でない民間がやつたとしても言語道断の所行といわなければならないであろう。どんなにその管理を嚴重にしてみたところで、プライバシー権の侵害は免れない。

大体においてプライバシー権に表象される現代基本権は近年になって新しく提起され、社会的に承認されつつあるものである。環境権、日照権、教育権、平和的生存権等である。

現代基本権は世界人権宣言にみられるように、自由権とともに広い意味の生存権あるいは社会権として、国はその保障を当然の責務とするにいたつたものである。「世界人権宣言」は人はすべて「自己の尊厳と自己の人格の自由な発展にとって欠くことのできない経済的・社会的及び文化的権利を実現」(宣言二条)し、「人間の尊厳にふさわしい生活」(同三條)の実現を規定した。これらの諸権利はいわば形成過程の諸権利であり、これまでの基本権と同じく、「下から」の人民要求と努力によってのみ憲法的権利となりうるものである。そのときの政治的・経済的・文化的な局面で、人間疎外あるいは人間の尊厳を傷つけるいろいろな条件と闘うことによつて、概念そのものを豊かにしながら実現していくものであり、それ自体がわたくしたちの共同の課題でなければならないものである。

佐藤幸治はプライバシーの権利について、アーサーRミラーの言葉を引用して、最近では法律家や社会科学者の間で「有効なプライバシーの権利の基本的属性は、自己に関連する情報の伝播をコントロールする個人の能力・社会的諸関係と個人の自由を維持する上に、しばしば不可欠な支配力である」とする見解が有力になつてきていているとしている。そしてプライバシーの権利を「自己についての情報をコントロールする権利」と簡潔に定義づけたのである。そしてプライバシーの権利が保障されなければならないのは、それが他の利益ないし価値を保障するために必要と考えられる単なる手段だということではなく、「もしわれわれがそれなしにすまさなければならぬとすればほど

んど人間ではあり得ないような関係—愛・友情および信頼の関係—にとつてなくてはならない環境」の充足という意味で「個人の尊厳」に直結する重要性をもつ」としている⁽⁴⁾。

しかし情報をコントロールするといつても今日では盜聴、録音、撮影技術の進歩や、なによりも情報社会の主役たるコンピューターによる情報の収集と整理、伝達の機能が極端に発達した社会では、プライバシー権の侵害要因があまりにも多い。しかも本人の同意ないし予測した範囲を越えて、その情報が拡散されないようにすることは大変むつかしいのである。

データバンクの発達などによる危大な情報の収集・整理と利用の多様化に対応するために、小林直樹はプライバシーの保護を次のように整理している。ここで名簿や顔写真の提供問題にかかわる限りで抄録すれば次のようである。

①その存在じたいが秘密であるような個人資料の記録保持の実施は許されない。

②個人情報の収集と記録は、特定の合理的目的を限定されるべきであり、原則としては個人の同意に基づくことが必要である。

③個人情報の収集は公正な方法でかつ(法律で定める場合を除いて)非強制的手段でなければならない。

④個人は自分に関するどういう情報が記録されており、それがどのように用いられるかを見つける方法を与えられなければならない。

⑤個人はある目的のために得られた自分に関する情報が、その同意もなしに他の目的の為に使われたり、利用されたりしないよう方法を与えられなければならない。

学校が収集し得る生徒個人の情報は、生徒の教育に役立たせるための純粹に教育的なものである。そしてその限りで、収集の範囲は限定されない。生徒の生育歴、家族関係、経済事情等個人のプライバシーにかかわるものであり、教育以外のこととに使用されないという諒解が前提になつてている。前掲の②のように、顔写真や名簿は教育目的以外の合理的目的はないし、⑤の如きは、顔写真や名簿を犯罪捜査の専門機関に渡すなどプライバシー侵害の核心部分をなすものである。

学校の方針に従つて警察に渡す写真を提出しない生徒は、教師によつて一定の評価を受け、ある時は内申書を悪く書くなどといつて脅かされているかも知れない。しかもどこに渡すかどうかのなんの説明もなしにである。さらに学校には懲戒権もあり、生徒や父母にしてみれば、写真は全く強制的に提出を余儀なくされているのである。

しかし通常の学校の生徒個人にかかる情報の収集は、佐藤論文にあるよう

な、全く「愛と友情および信頼の関係」のなかで行われているのであり、学校の行為は、常に生徒や父母に教育的に説明できるものでなければならない。

こんどの事件でも秋田県での発端は警察で補導された高校生が、警官がアルバムを広げ、顔写真を指しながら「お前の仲間はこいつか」と聞かれ、担任の教師にアルバムのことを告げたからだといわれる（『赤旗』共産党衆院議員調査）。

学校の教育が最も信用を失うのは、犯罪検査が専門の警察と学校がグルなのではないかと、児童、生徒たちに確信されるときであろう。それは学校が非行対策などで警察の協力を得るということは全く別なことである。非行生徒は警察の取調べのなかで、多くの場合立合人もなしで、全くの孤立感に苛まれるに違いない。次のようなケースを想定すればそれは充分だろう。

昭和五十六年十一月十五日夜、千葉県流山中央高校で、数人が共同して、ガラス三十七枚のほか校内の器物を損壊するという事件があった。警察は、その取調べにあたり、在校生に対し次々と呼びだしをかけた。ある生徒の陳述は以下のようであった。

私が「何のことだかわかりません、学校があるので行くなら学校が終わってからにしてくれませんか」と言つたら、「とにかく来い、学校に内緒にやつているんだから来い」と警察官に言われ、学校は無断で休みました。（中略）一取調べ室に連れて行かれ、「今言わないで後悔するぞ。今日は良くても、後で逮捕するぞ。親の目の前や、学校の先生の目の前で手錠をかけてやるからな。今言えば、あとのことばは、めんどう見てやる。考えてやつてもいい。鑑別所に行かなくとも済む。もう言つたやつで学校へ行つてやつもいる」とかいわれました。……「何で帰っちゃいけないんですか」と言つと「まだ話は終つていらない。とにかく座つていろ」と言われ、いきなり机をたたき調書用の書類を机の上になげつけて、耳もとで「警察は遊んでんじゃねえ」とか言つていました。それからもう二人が入ってきて、三人でいろいろどなつたり文句を言う様にいふので、三人の話には答へられないでの、「弁護士を呼んで下さい」と言つたら、「弁護士、ふざけんじやねえ、何かの本の読みすぎだ。そんな本はでたらめだ。子供は弁護士を呼べないんだ」などと言いました。その後「弁護士がいなければ話せないなんて男のくさったやつだ。親に一度話がしてみたいぜ」とか言つたのです。⁽⁸⁾

五、教育の自主性

わたくしはさきに名簿と顔写真の提供は、多くは警察や少年補導センター、教育委員会等の依頼によるが、かなりの部分は、学校が生指協などを通じてむしろ積極的に提供し、生活指導主任などの個人的な判断で行われ、場合によつてはほんどの意味のことをいった。

では管理職も知らなかつたり、いわんや職員会議やP.T.A.等に諮られたケースはほとんどないという意味のことをいった。

学校が自主的に提供しているケースも多いことに、名簿提供問題の一層の深刻さがあると考えられる。学校の自主性、自律性の問題を考えていくうえで、教育の中核をなす教師の教育権限について一応の整理をしておきたい。

今日の民主的な教育理論の到達点としての国民の教育権の理論は、教師の教育権限の独立と教育の自由の原則をうちに含みながら構築してきた。以下堀尾輝久や小林直樹の理論展開に即して明らかにしておきたい。

教師の教育権限の独立の現行法上の根拠は、憲法第二六条の国民の権利としての教育の考え方を背景に、具体的には教育基本法第一〇条に求められる。そこでは一項で「教育は不当な支配に服することなく」「国民全体に対し直接に責任を負う」と述べ、二項で「教育行政はこの自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」としている。これが戦前の日本の教育の権力支配に対する批判として、教育の自律性を主張したものであることは広く承認されている。

まず堀尾は次のようにいう。「教師の教育権限の根拠も、教育の専門的力値に対する、社会的に組織され共同化された親義務の委託にもとづくものと考えられる。その意味で、教師は共同化され社会化された親義務の代行者だといえる。したがつて、教師の教育権限は、教師がその専門性と指導性を十分に發揮することによって、すなわち子どもの学習権を充足させる専門的力値をもつていてはじめて、その教育の権利根拠を得るのだといえる」⁽⁹⁾

小林は、委託については法律的には一種の「擬制」として、しかし少なくとも親から師への関係では、実在的関連を全く欠如した想像上の仮説ではなく、ある程度まで現実関係を包含したものであり得る、としている。たとえば親の立場からみて、子どもの学習権に違背、矛盾するような教師に対して、委託者として批判や要望を出し、場合によっては、拒否の態度をとることもあり得る、というのである。

そうであるから「教師に子どもの発達、教育の内容、授業展開の法則等についての専門的知識と、それらについての絶えざる研究が要請されている。さらに、その専門的識見にもとづいて授業運営、課外活動、学校行事、生活指導等、教育の全体的運営についての権限を有し、その権限は、教師集団の不斷の、自主的、集団的研修に依拠するものであり、このよくな研究の自由を含んだ教育権の教育行政権からの独立が保障されなければならない」のである。

このように教師の教育権限の独立と自主性を求めるわが国の国民的な教育権論は、しかし、いろいろな悪条件のなかで、なによりも具体的な現場の教育実

戦を通じて、国家権力やそれを支援する各種のイデオロギーと抗争しながら展開され、確立されていくのであり、親の委託といつても、親それぞれの教育の理念や要求は具体的で多様であるわけであるから、それらの諸要求を教育実践を通じて、個別的にくみあわながら、しかもひとつの共通の展望をもちながら展開されなければならない。

こう考えてきたとき、小林直樹の次のような指摘は極めて示唆的なのである。「多元的な価値対立の中での方向性を失いつつある現代人が、自らはまりこんだ技術のワナや思想の混迷から、自己をとり戻すことが先決の問題となる。これに対して「人間の尊厳」を中心とする基本的人権の理念は、最もすぐれた具体的な指針となると思われる。国がすべての計画を始め、諸々の団体や個人の生活関係にまでわたって、人権の理念を極要な判断基準とすることは、まさに上述の状況に対する根源的な解決を可能にする基本選択になるであろう。」そしてその理由として次の二点をあげている。「第一に、人権の理念が『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果』であり、「過去幾多の試練に堪えてきた（憲法九七条）」価値として、人間回復の不可欠な条件だからである。第二にそれは、自由や幸福や人間らしい生活を欲する人々によって、殆ど例外なく支持される内容を持ってくるために、政治・行政その他の面で高度に有効な基準となるはずだからである。」

さらに前章で述べたプライバシー権を含めて、教育・福祉・自治その他の、現代人として当面する状況にふさわしい新しい基本権を形成し、それらを活用して事態の解決に当らなければならない。そして、その場合「すべて概念の法論的操縦よりも、むしろ国民の主体的な要求と運動によって、それぞれの実現」を期さなければならない、としているのである。

このように学校の自主性とは、単に学校の教職員集団で確認された方針によって、学校独自の権限として教育を行なえば足りるわけではなく、学校の自主性が教師の教育権の独立性によって支えられるためには、教師の専門性つなわちたゆまぬ個人的・集団的な研鑽によって、児童・生徒の学習権を擁護し、人格の健全な発達のために、父母に直接責任を負うかたちで、つまり委任をうけることによって、なによりも「人間の尊厳」を中心とする教育理念の実現のなかにある。またそうすることによってのみ、小林のいう新しい形成過程の人権としての教育権が、国民を主体とする教育要求の運動のなかに位置づけられることができるのである。「人間の尊厳」が現実の学校教育のなかでどのように扱いをうけているかは、学校の自主性の質を問う最重要課題なのである。結論をさきにいうように恐縮だが、生徒名簿や顔写真が、今までみてきたような軽い扱いしかうけていない学校教育の実態は、「人間の尊厳」を守る点

で、全く絶望的なほど深刻なのだといえそうなのである。

(一) 受験競争

これは全く天下周知の事実なので詳述は避けるが、現在の学校教育のゆがみの多くが、この受験競争という一点に収斂されるようと思われる。

中学校では、三年生で約10回に及ぶ業者の進学テストの点数と偏差値によって、多様な種類と水準の高校に分かれられる。中学生は人生の重要な岐路で、自分自らの主体的な選択を拒否されるのである。一般的には教師も好むと好まざるとにかかわらず、業者テストによって判定される偏差値や序列の下に譲けた的な教育の仕事をさせられる。つまり指導要領にしばられ、盛りたくさん教科書の内容を速度を気にしながら、生徒につめこむ教育をさせられている。高校も大学進学校の場合は、ほぼ同じ状況のなかにある。しかし中学校は高校の場合より一層深刻にならざるを得ない。九四%という進学率は、ほとんどすべての生徒を、その選別の装置のなかにたきこまなければならないからである。

圧倒的な多数の中学生は、すでに全く常識化し体制化し風俗化さえしている学歴社会のなかで、大学進学の道をたたれる。このよくななかで、「人間の尊厳」に対する教職員の意識も希薄になっていくのだと思われる。次の記録は愛知県の管理主義教育で名高い東郷高校のI教諭の数学の授業風景である。通常、教室は密室のようになっていて、よほどのことがないと外にその様子がもれるとはしない。これは特殊な例で、ある生徒が不快快さで「ひざの震えがとまらない」などの屈辱のなかで録音したものだという。

「おいお前君らが悪いなあ。下をむいて虎の巻を見ているだけなんだろ。育ちが悪いんだよ、お前のところは。兄貴も悪かったけど。同じ家系なんだな。そんなこと一年生で教えてもらわなかつたのか、バカ。あのバカよく答えると思つたら、ノートをそのまま答えるなんて。バカ、キチガイ。どういう家庭なんだ、お前」

「この女ども、バカ、キチガイ、キチガイ、高校一年生の問題がわからんとは。バカ、キチガイ、エッ、どういう教え方をされてきたんだ、オイお前ら、バカ、それで大学なんて、バカ、〇〇（大学名も受からんな）この種の授業風景は、それほどめずらしいことではない。「バカ」「キチガイ」などの言葉をのぞけばむしろ広汎にあるといつていいかもしれない。漸く自分をみつめ、自己を確立し、自尊心が昂揚をはじめる中、高校たちが、これに類した言葉の暴力に日常曝されていると考えてよい。そしてこの言葉の暴力によって、子どもたちが人間としての誇りや自尊心を深く傷つけられること、精神的に虐待され、名譽と人権が侵害されていることを、当の教師に



はほとんど自覚されていないと思われる。生徒のいたなさは、通常教師にはわがままと叱られる場合が多い。いったん落ちこぼれた生徒には、この種の言葉は峻烈の度をまし、虐待は日常化する。本誌の木村論文（一四〇）にもある、生徒の多くが校内暴力を起す生徒の気持を理解できるとしているのは、子どもたちが、この種の不条理の目撃者か経験者であるからであろう。

日本には言葉の暴力による子どもの人格の損傷に対する規制は、具体的な成文化としては見当らないようである。フランスの一八八七年の「小学校基準学校規則」は現在も効力をもつていて、その二〇条に「いかなる体罰も、これを課することを絶対に禁止する。教員が児童を「お前」によばわりすることも禁止する」とあり、キューバの「初等学校一般規則」にも、次の各号に掲げる罰はこれを禁止するとして「こともの精神的、身体的健康を侵害する罰」「子どもの自尊心や尊厳さを傷つける罰」などが具体的に示されている。

言葉の暴力などによる子どもの人格の尊厳や人権侵害は、受験競争の激化のなかで増幅するが、その受験競争を当の教師たちがどう考えているか、最近、新潟高教組が発表した新潟県の「教職員の教育要求・意識実態」（『新潟高教組一九八三・九・二二号外』）に若干の資料が報告されている。小・中・高校各二〇〇名、計六〇〇名の無作為抽出によるアンケート調査である。この種の調査は現状では、ほとんど教職員組合しかできず、また従来なかつた内容で、貴重なものである。

その調査によると、

「記憶力や暗記力中心のテスト主義の教育は、『子ども

はほとんど自覚されていないと思われる。生徒のいたらなさは、通常教師にはわがままと叱られる場合が多い。いったん落ちこぼれた生徒には、この種の言葉は峻烈の度をまし、虐待は日常化する。本誌の木村論文（一四〇）にもある

る、生徒の多くが校内暴力を起す生徒の気持を理解できるとしているのは、子どもたちが、この種の不条理の目撃者か経験者であるからであろう。

日本には言葉の暴力による子どもの人格の損傷に対する規制は、具体的な成文化としては見当らない。一方で、フランスの「八八七年の小学校・中学校統一法」によれば、

「規則」は現存を努力をもってしているかがその二つ目に「いかなる権利もこれを侵害することを絶対に禁止する。教員が児童を「お前」といふばかりの言葉を用いること、さういふことを絶対に禁止する」という、つまり、何事も交一役見到へこまう、次第名手で喝止する間止とする。

これを禁止するとして「子どもの精神的、身体的健康を侵害する罰」「子どものが自尊心や尊厳を傷つける罰」などが具体的に示されている。

言葉の暴力などによる子どもの人格の尊厳や人権侵害は、受験競争の激化のなかで増幅するが、その受験競争を当の教師たちがどう考へているか、最近、

新潟高教組が発表した新潟県の「教職員の教育要求・意識実態」（新潟高教組一八八三・九、二二号外）に若干の資料が報告されている。小・中・高校各二〇〇

名、計六〇〇名の無作為抽出によるアンケート調査である。この種の調査は現状では、ほとんど教職員組合しかできず、また従来なかつた内容で、貴重なものである。

のやある。

〔表Ⅱ〕 高校・中学校の受験競争は必要

| 数 は、わ ずかに小 学校で計 六、七 %、中 学 | 高 い か (%) | 児童・生徒の低学力、非行、校 暴力等、教育荒廃の原因(%) | | |
|--|-----------------------------|----------------------------------|---------------------|---|
| | | 小 | 中 | 高 |
| 必 要 だ 弊 害 が 大 き い ん ど か 和 い し ま ま ら い じ | 15.9 62.2 14.6 4.9 | 29.1 39.7 14.2 8.5 | 15 59 17 8 | |

〔表III〕児童・生徒の低学力、非行、校内暴力等、教育萎靡の原因(%)

〔表校内暴力〕
必報しないじ
〔表童心〕
家教政學部
師の質、意欲」に求めて
いる数は、わずかに小学校で計六・七%、中学校七・八%となり、数字上では比較的健康にみえた高校でも一七・〇%と著しく低い数値になつてゐる(「表Ⅲ」)。アンケートにある「低学力」も「校内暴力」も学校や教員の側には断じて非がないのだといつてゐるのである。責任は負えないといつてゐるかのようである。それはそれらの克服が、学校の手にあまるほどに深刻になつてきていたという意識の反映でもあるだろうが、しかし、これらの数値は、新潟県の教職員そのものの頽廃を示してはいないだろうか。

「毎日新聞」は連載の「非行を超える――学校の外から――」という「教育を追求」シリーズのひとつを終るにあたって、次のような総括的な感想を記した。 「学校内の暴力は日本だけでなく、他の先進工業国でも、もつとひどい形で起きているが、他の諸国では、社会全体の暴力的雰囲気が高まり、成人の犯罪が上昇するにつれて、学校の暴力がふえる関係にある。これに対し日本は、成人の犯罪率はこのところずっと低い水準なのに、学校内でふえているのだ。こうしてみた時、現在の「非行」と、日本の学校教育の本質になんらかの関連があると考へざるを得ない。このシリーズの取材でも、「学校の外から」活動している人たちが、対象の中学校とは密接な連絡をとりつとも、学校との違和感を

感じたといつてはいる。『違和感』とは、端的にいって、学校があまりにも型にはまつた「よい子」を作ろうとするところにある。家庭環境から、あるいは性格から、その型をみ出す生徒は学校から切り捨てられがちだ。地域で活動している人たちがつき合ってやっている多くは、そうした生徒たちだ。彼らの痛みがよくわかるだけに、学校のそうした体質に疑問の目を向けざるを得ない。』

以上は普段無遠慮なジャーナリズムにしては、いくらかティミッドすぎるほどの批判だが、聞くべき批判であり、提言でもあるだろう。

しかし同じジャーナリズムが、週刊誌で大学入試難易のランキングを後生大事にかつぎまわり、はてには、東大・京大の合格者の個人名まで書きたてるなどは狂気の沙汰なのである。『新潟日報』も、今年大学入試ランキンをしかも本紙に掲載し、「日報」の日頃の教育熱心とそれがどう接続するのか疑わしいような見識のなさを示した。ランキングのもう教育的な意味こそ問われなければならないところであろう。ランキングそのものは社会現象であり、その教育的意味は重視されても、どの大学に進学するかは私事に属する。

(二) 非行の日常化

新潟県の刑法犯少年の数は、人口比（六歳一九歳）で、昭和五十三年に全国平均を追い越して以来増勢に転じ、五十七年には全国の当該青少年人口比九・九%に対し一・五%と衰えをみせておらず、いわゆる第三のピークを更新しつつある。新潟県は絶対数でも、七大都市及びその周辺部に次いで、比較的人口集中度の低い県のなかでは最も多い。また全刑法犯に占める少年の比率でも、昭五十五年から半数を越え、昨年は六〇%に達し、全国平均の四三・四%に比べて異常に高い水準にある。ちなみに、成人犯罪は絶対的にも相対的にも減少している。

このような数字をみると、新潟県の少年非行は他県に比しても憂うべき状態にある。

今年度の『警察白書』によると、校内暴力は全国的には昨年は前年比五・九%減少し、増勢に歴どめがかかるとしているが、新潟県は昭和五十五年五十二件、五十六年三十一件、五十七年八十一件と激増している。中学生による件数は全国平均全件数比九四・四%とほぼ同じ水準である。対教師暴力では最近五年間で全国が四・四倍になったのに対し、新潟県のこの数年の推移は、五十三年一件、五十四年一件、五十五年三件、五十六年十二件、五十七年二十三件と全国におくれて激増している。昨年の二十三件中、高校がただの一件で、ほとんどすべてが中学生によるものである。新潟県の少年非行の特徴は、増加率で全国を超えて、絶対数でもかなりの水準になり、中学段階で、集中的に発生

している（刑法犯少年中、中学生が四六%（昭和五七年））。全国的な傾向をいくらか極端にしたのが新潟県の実態である。

また凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦等）は絶対的にも増加傾向を示していないが、万引が急増していることも全国傾向と同じい。少年刑法犯中に占める窃盜（万引・バイク自転車盗）の割合はほぼ八〇%を前後して変化はないが、万引の割合は四五%前後で増加している。万引の増加はスーパーマーケットが急増したことと符合している。

以上のような少年非行の傾向をまとめるに以下のようなになるだろう。

①空盜や忍び込みなど窮屈からの窃盜が減り、万引・自転車・自動車盜、シンナーなど享楽、遊び型の非行、軽微な非行が増えた。

②都市型・集団型になり、車関連非行が増えた。

③年長少年（八・九歳）が減り、年少・中間（四一七歳）が主体、つまり中学生の割合が激増した。

④欠損・貧困家庭の少年が減り、普通の家庭の少年が増えた。

⑤勤労少年が減り、中・高校生が増えた。

⑥知能・性格・学業成績の普通の少年が増えた。

⑦違法性の認識や動機が稀薄で、非行の抵抗力の弱い少年が目立つようになつた。

⑧女子非行が増え、かつ悪質化してきた。

⑨校内暴力が激増し、対教師暴力はそれ以上に激増した。

このようにまとめることができるとすれば、それは非行の一般化・日常化ということであり、また軽微化・アマチュア化・多様化という特徴をもっている。

都市と農村の地域差は最近とみに縮っている。

しかし窃盜ことに万引については、暗数が多く官庁統計からは実態を十分に把握されない。「一般にデパート協会で取扱ったケースの一五%（大阪）、スーパーで一〇%（東京）が警察に通報されている状態であるといわれ、暗数は三倍から三〇倍にも及ぶ」というのである。しかも少年犯罪の統計は、そのときの警察の捜査や補導方針にも左右されやすく、サザランドが「犯罪統計は少年犯罪の数や変動に関する資料の信頼すべき源泉であるには、はるかに遠く、ただ少年犯罪者の扱いの方の種々の可能性に対する公衆や警察の態度を観察する手段としてのみ考慮される得る」といつているほどである。

万引の実数は統計よりはるかに多いとみなければならぬ。しかし少年の万引のほとんどが好奇心とスリル等を動機とする過性のものが多いとされ、病的なクレブトマニアは、少年の場合一〇〇〇人にせいぜい一人くらいできわめて少ないとされる。¹⁸⁾

スーパーでは、あふれる商品の山を前にして、一般に、万引が完成するまで

監視員が待機しているわけであるから、かならずしも盗む対象が主目的で万引が生ずるのではなく、状況の安易さによっておこる場合が多い。少年の窃盜はこの種の万引やカギのない自転車を一時押借してのりするという簡単な手口が一般化している。松本巖は次のようにいっている。「街頭補導で不良行為少年を取り扱い、その補導での説得効果を追跡した調査では、やさしくさとし、少年の言い分を十分聞いてやり理解を示すと、少年は反省するが、以後の不良行為への禁止効果は少ないことが明らかにされた。逆に説得を強化していくと少年に反感をもたせるが、不良行為へのブレークはかかることが導かれた。万引も不良行為のよう遊び的に行われるようになってきた今日においては、万引犯としてよりは不良行為としてのイメージをもって扱う必要もある。」

窃盜の多くが他の犯罪に比べても一段と家庭との関りが深く、親や学校の協力と努力で再犯を防ぐことができると考えられている。

教育の荒廃が叫ばれて久しいなかで、教職員がむしろその情報に圧倒されてしまふ感にうち挫がれているのではないかと思われる。少年犯罪の大部分が窃盜などのしかも簡単な手口のものが多い状況で、名簿を提供して警察が中心になつて効率的に処理することに重点をおくのではなく、基本的には学校と親が共同して子どもの教育的指導を強化するならば、道を開くことはできよう。もちろん、集団的な暴走行為やヤクザと関わる組織的な粗暴犯罪等は警察との協力が必要であろう。学校が生徒の非行克服という教育活動で、全く手にあまる状態にまで追いつめられると考えてはいけないのではないか。

東京都教職員組合の非行対策委員会は、職場の討議資料として「非行をなくし、ゆきとどいた教育を実現するために」を発行している。すぐれた教育実践で非行克服に成果をあげた都内各地区の成果や教訓をまとめたものである。そのなかで、学校の教育力を確立して非行を克服していくポイントとして次の六点をあげている。

- ①教職員が心をひとつにして、一致協力の体制で指導にあたること。
- ②悪は悪として、全教職員が毅然とした態度で指導では
- ③学力問題を重視すること。
- ④子どもの自治活動を基本にした諸活動や行事を活発にすること。
- ⑤父母と率直に話し合い、日常的・具体的な問題を通して努力したこと。
- ⑥学校運営を民主化し、教職員団体の活発な討議を基礎にあとおい指導ではなく、計画的・総合的な取組みを行うこと。

無論この六点を実践的になしていいる学校は数少ない。討議すら行われていない学校もあるだろう。わたくしは、さし当つてこの六点の他に一項として、

子どもの人権と人間の尊厳の徹底的な擁護を挿入してほしいと思う。

(三) 体罰

千葉県成東町立鳴浜小学校の事件は悽惨であった。今年二月二十八日から三月十八日まで、日曜を除く十五日間、小学校四年の女生徒が、「立って席を離れるときはイスを机の間に入れる」というクラスのきまりを破ったとして、罰として机、イスをとりあげられ、一人だけ板の間にじかに座り、授業を受け、また給食も食べていたというのである。

これは体罰であるだけでなく、長期間にわたって精神的屈辱を強いる人格のまるごと否定である。これはクラスの自主的決定らしいが、しかしこには「生徒の自主性を真の権利に基づき正しく方向づける教育責任と法的責任」を放棄している教師の姿がある。(今橋・安藤、「報告・教師の暴力」、「世界」、一九八三年九月号)

次のような例は、わたくしも経験するところである。授業をエスケープした生徒があとであやまりにきたとき、その教師はむしろ笑顔で対応し、理由などをメモしたのち、「ちょっとといらっしゃい」などといって、教務室の前の人通りの一番多い廊下に長時間正坐させた。こんな場合生徒は一発なぐられた方がましだと思うにちがいない。なんとなくこわくて陰湿なやりかたである。

学校教育法第十一條「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督官の定めるところにより、学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができ。但し体罰を加えることはできない」という明文の体罰禁止にもかかわらず、教師による体罰は学校で横行し、むしろ増加傾向にあると思われる。(表IV)で明らかのように、体罰によって処罰される教師の数は増えているが、数値そのものは氷山の一角にも満たないものである。また公務員全体の人権侵犯のなかでも、教職員の体罰による侵犯がきわめて多く、警察官による侵害と比べても少なくない数値になっている。しかも人権擁護局が、人権侵犯を認知する場合、警察官と教員によるものとでは大きな差があり、警察官の場合が正式の

表IV

(表IV) 体罰による懲戒処分者数

| 年度 | 懲戒処分 | | | | 訓告 | 起訴 | 休職 | 計 |
|----|------|----|----|-----|-----|----|-----|----|
| | 免職 | 停職 | 減給 | 威儀 | | | | |
| 36 | | 1 | 3 | 11 | 15 | 20 | 6 | 15 |
| 37 | | 1 | 4 | 20 | 26 | 20 | 8 | 29 |
| 38 | | 1 | 5 | 26 | 26 | 20 | 9 | 39 |
| 39 | | 1 | 3 | 1 | 12 | 12 | 12 | 31 |
| 40 | | 1 | 1 | 1 | 12 | 12 | 12 | 31 |
| 41 | | 1 | 4 | 13 | 15 | 21 | 18 | 59 |
| 42 | | 2 | 5 | 13 | 13 | 21 | 20 | 60 |
| 43 | | 2 | 2 | 21 | 21 | 21 | 16 | 52 |
| 44 | | 2 | 3 | 24 | 24 | 24 | 22 | 72 |
| 45 | | 2 | 2 | 27 | 27 | 27 | 18 | 72 |
| 46 | | 2 | 3 | 7 | 7 | 27 | 37 | 44 |
| 47 | | 2 | 3 | 5 | 5 | 30 | 44 | 53 |
| 48 | | 4 | 4 | 10 | 10 | 23 | 31 | 57 |
| 49 | | 2 | 2 | 14 | 14 | 21 | 21 | 56 |
| 50 | | 2 | 2 | 14 | 14 | 21 | 21 | 56 |
| 51 | 1 | 2 | 3 | 11 | 11 | 21 | 21 | 55 |
| 52 | | 1 | 3 | 9 | 9 | 21 | 21 | 54 |
| 53 | | 1 | 1 | 74 | 74 | 55 | 55 | 89 |
| 54 | | 1 | 1 | 67 | 67 | 55 | 55 | 89 |
| 55 | | 1 | 2 | 8 | 8 | 12 | 12 | 89 |
| 56 | | 2 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 78 |
| 計 | 2 | 24 | 73 | 267 | 598 | 2 | 966 | |

(「教育機関月報」より作成)、中原寺「体罰」第1回、所収

「申告」が多く、教員の体罰は新聞報道、電話、手紙など非公式情報にもとづく認知が圧倒的に多い。警官による人権侵害に比べて、教師による暴力は暗数が天地の差ほどの違いがあると思われる。学校における体罰は、学校全体が密室性をおびていて表沙汰になるケースは極めてまれである。教師は生徒の管理者であり懲戒権をもつ強者として、管理される弱者としての生徒を、しかもその時点で何らかの弱みをもつ生徒を、いわば特別権力関係のような状況で暴力を振るわけであるから、それを告発するには、親も子も内申書を棒にふる覚悟がいる。

一 般には書かれてしまつてゐるが、その名前や人物をなすと文する権利意識は、教師にも、子どもにも親にも希薄であると思われる。この小論の主題である名簿問題でも生徒からの批判や親の抗議も、全体的には極めて少なかったと思われる。新潟県では公表された十三の高校に、電話で親からの多少の抗議があつたにすぎない。したがつて、体罰問題でも親や子どもによる立証はきわめてむつかしい。

しかも世間では、体罰があつた方が、非行克服には効果的であるという考え方も多い。昭和五十三年のN.H.K.調査は、東京三〇Km圏の十六才以上の一八〇〇名を対象にしたものであるが、「できる限り説得して反省させるべきだが、それでもわからない場合は体罰もやむをえない」七三・六%、「生徒の将来のため体罰は必要だ」一七・五%と体罰肯定が九〇%を超え、「どんな理由があるとも、生徒に体罰を与えてはならない」はわずかに六%にすぎない。東京都の小・中・高校の教師を対象にした五十一年の「毎日新聞」の調査でも、「理由、場所、方法を十分配慮するなら行ってもよい」七五・七%「教育上必要でどしどし行うべきだ」二一・五%「理由のいかんを問わずに行うべきでない」二〇・三%になり、ここでも体罰肯定派はほとんど八〇%におよんでいる。しかも男子教師よりも女教師に、また若い教師ほど体罰肯定派が多いという報告である。むろんこの場合でも、残忍、悽惨な体罰を考えているわけではないのである。

しかしさきの今橋・安藤の報告によつても、子どもは決して体罰をよいとは思つていいだけなく、他人の遭遇した体罰をも「憤しさ」に解消されない苦い記憶の底に沈没させてゐるのである。

小学校四年の男子が先生に怒られ、カッとしたて「ちくしょう」といつたら、先生は両手を縛り「ちくしょう」とは犬猫のことだとワンワン言わされながら教室一周させられたとか、テストの点が悪く、運動場を百周させられ「バカは死ね」とどなられ、暑さのために倒れたとか、体罰の態様も陰微で苛酷なものになり、教師は子どもの精神的苦痛に極めて鈍感になってきてるのである。

今橋らは、千葉県の生徒の総背番号制をはじめとする管理主義教育の強化と、体罰の強化が構造的に結びついていることを分析した上で、「学校内における教師と生徒に対する政府・文部省の『能力主義』と管理主義の貫徹は、末端で最下位に位置する「弱者」としての子どもにそれらのひずみを凝縮させる。その教師による暴力的現わしが体罰なのである」と結論づけている。いかえれば、受験競争等の差別と選別の教育のなかで、生徒はいつも「学歴」を意識しながら、あるいは「落ちこぼれ」で希望を失い、教師は偏差値にふりまわされて教育の方向を見失いがちになる。そして教師たちは、非常識なほどの今まで校内の規定を設け、みずからは、教育委員会や校長によって教育内容にまで統制をうけながら、生徒には管理主義による人格統制までやろうとしているということだろう。

「鼓膜破裂傷」「口腔内挫傷」「下顎骨折」と明示されたものを含む体罰でも、昭和五十年以降の数で、地公法上の懲戒処分に該当しない訓告レベルの処分が八〇%前後の高い比率になっている。多くが「教育熱心のあまり」「偶発的なできごと」などの理由で、体罰は許され、野放しにされている。

日本での教育における「伝統的」の意味について、主に歴史と文化との立場から

しかし一般に「体罰」を許容しているイギリスやアメリカの場合は、体罰についてかなり厳密かつ具体的な規定があり、感情的な憎悪による体罰にならないようになっている。アメリカでは、五〇州のうちマサチューセッツ、メリーランド、ニュージャージーを除く四七州で体罰が許されている。多くは州の法律によっている。たとえばテネシー州のラビット・カウンティ学区(州の法律はな

く、名字区まかせになっている)の学校規則(第五条)には「教員は、児童生徒に対する体罰が必要であると認める場合は、体罰を加えることができる。また体罰は、非公開で、かつ他の教員の立ち会いで行わなければならない。それぞれの体罰については、体罰を行った日の終りまでに校長に報告書を提出するものとする。

親または保護者は、その子供または被保護者に対する体罰の行使に反対の場合には、当該学校の校長に、あらかじめ文書をもつて反対の旨を申入れなければならぬ。しかし親の反対にもかかわらず校長が体罰を必要と認めるときは、体罰のかわりにその子供または被保護者を停学に処することができる」とある。また一般に一人の生徒の違反行為に連座して集団的に体罰を加えるとか、他の人達の面前で体罰を行うことは禁止されている。

このように体罰については、基本的には親の承認と報告書の保存が義務づけられており、教師の体罰権は「親がわり」としての懲戒権と考えられている。イギリスでも基本的にはこれに類似している。そして一般的には、体罰の態様も比較的厳密な規定があるもののようである。しかしそれでも有名な一八六〇年のホブレイ事件のように、親の承諾をうけた体罰の結果、一五歳の少年が死亡し、校長ホブレーが故意で懲役四年の有罪になつたケースもある。²³ このように体罰を法律で承認している国と体罰を比しても、すでに述べたように日本の体罰は陰湿で、子どもに精神的屈辱を与え、人間の尊厳を傷つけているだけでなく、歯止めもまつたくない状況である。日本の子どもたちの病理は、やはり学校教育の病理と精確に重なり合うのだと思う。

「体罰は人間に適用するとき、一時的な効果がある。しかし人間の人格に影響を及ぼすものではない。体罰を加えるよりも、人間の尊厳を生徒の心に植えつけた方がよい。生徒の興味、能力にあつた教育を行う一方、人間の行為を正しく正確に分析し、解釈していくことこそ、学校の規律を維持し、青少年の人格を形成する最善の方法である」。これは、ワルシャワ教育研究所資料センター所長の言葉である。この辺のところに、体罰の問題を考える上の基本的視点があろう。

多くの大人たちが、幼少時を述懐して、教師の体罰によって悪事から目がさめたと伝える場合がある。しかしそれはその教師に対する信頼が基底にある場合がほとんどで、人間的な感動を伴う理性的な説得による方が一層少年の視野も広がり、普遍性ももち得るであろう。また教師に対する信頼は、教師のもつ権威に対する服従であり、権威はまた外的強制によるものではなく、教師のもつ精神的・道徳的卓越さに対する生徒の畏敬、愛、尊敬に由来するとしなければならない。「眞の自主性は内部から生ずる。眞の個性的な創造は、外部から制定されることはできない。眞の自主性は人間本来の基本的な性質から、自由

く、名字区まかせになっている)の学校規則(第五条)には「教員は、児童生徒に対する体罰が必要であると認める場合は、体罰を加えることができる。また体罰は、非公開で、かつ他の教員の立ち会いで行わなければならない。それぞれの体罰については、体罰を行った日の終りまでに校長に報告書を提出するものとする。

親または保護者は、その子供または被保護者に対する体罰の行使に反対の場合には、当該学校の校長に、あらかじめ文書をもつて反対の旨を申入れなければならぬ。しかし親の反対にもかかわらず校長が体罰を必要と認めるときは、体罰のかわりにその子供または被保護者を停学に処することができる」とある。また一般に一人の生徒の違反行為に連座して集団的に体罰を加えるとか、他の人達の面前で体罰を行うことは禁止されている。

このように体罰については、基本的には親の承認と報告書の保存が義務づけられており、教師の体罰権は「親がわり」としての懲戒権と考えられている。イギリスでも基本的にはこれに類似している。そして一般的には、体罰の態様も比較的厳密な規定があるもののようである。しかしそれでも有名な一八六〇年のホブレイ事件のように、親の承諾をうけた体罰の結果、一五歳の少年が死亡し、校長ホブレーが故意で懲役四年の有罪になつたケースもある。²³ このように体罰を法律で承認している国と体罰を比しても、すでに述べたように日本の体罰は陰湿で、子どもに精神的屈辱を与え、人間の尊厳を傷つけているだけでなく、歯止めもまつたくない状況である。日本の子どもたちの病理は、やはり学校教育の病理と精確に重なり合うのだと思う。

実際にそのようにして成立した大学ランクイングにしたがって、企業は指定校制度を設け、なんらの技術も経験もない大学新卒者を大量に採用する。この場合企業にとって、新卒者の現在到達している技能が問題なのではなく、その可能性を買うのである。あとは企業が自分の好みに合うように会社で育てるわけである。したがって企業にとってはどの大学でなく、どの大学に合格するほどの能力をもっているかが問題なのであり、現在の学歴はそれ自体が能力アイデンティティを示すとするのである。このようにして、入試制度は、日高六郎のいうように「産業社会にとっては、いわば適材選抜といふ効率の門番」なのである。

このような効率性のなかで、子どもをその人固有の独自の人格をもつものとして個別化して理解することが妨げられる。偏差値による類型化、さらに教師による非行生徒の類型的把握が一段と進んでいるようと思われる。

偏差値教育という効率的な機械的な流れのなかで、人間的ふれあいはますます希薄になり、教師も生徒も巧利的な合理主義の泥沼にのめり込んでいくのである。

×

×

×

×

×

×

×

×

×

×

な意志から流れ出てくる」²⁴ クルブスカヤの言葉である。

四 教育における効率性

「毎日新聞」の名簿問題を通じての学校に対する生徒指導における効率性批判、教育における「人間」の意識の希薄化の批判は、やはり妥当な指摘であろう。

しかし、名簿提供によって学校が警察と連携することで補導を効率的に処理しようとするのは、日本の学校教育の根底に流れる効率性に根ざしている。

それが最も端的にあらわれるのはやはり入試制度であろう。ことに受験産業企業がはじき出す偏差値は、極めて精度が高く、それによって選別される生徒の要求もまた偏差値の一点を克服するための学習の効率主義である。学習をいかにこのような入試制度に合せて、難多な知識を能率よく集積するかにかかる。

それは工場がいかに無駄をはぶいて生産力をあげるかを中心課題とする生産工程に似ている。

実際にそのようにして成立した大学ランクイングにしたがって、企業は指定校制度を設け、なんらの技術も経験もない大学新卒者を大量に採用する。この場合企業にとって、新卒者の現在到達している技能が問題なのではなく、その可能性を買うのである。あとは企業が自分の好みに合うように会社で育てるわけである。したがって企業にとってはどの大学でなく、どの大学に合格するほどの能力をもっているかが問題なのであり、現在の学歴はそれ自体が能力アイデンティティを示すとするのである。このようにして、入試制度は、日高六郎のいうように「産業社会にとっては、いわば適材選抜といふ効率の門番」なのである。

このような効率性のなかで、子どもをその人固有の独自の人格をもつものとして個別化して理解することが妨げられる。偏差値による類型化、さらに教師による非行生徒の類型的把握が一段と進んでいるようと思われる。

偏差値教育という効率的な機械的な流れのなかで、人間的ふれあいはますます希薄になり、教師も生徒も巧利的な合理主義の泥沼にのめり込んでいくのである。

ここに田中孝彦の「子育ての思想」(新日本新書一九八三年)がある。そのなかに作家高史明の妻であり、高校教師の岡百合子の講演記録が紹介されている。

彼女は一人息子が十二歳で自殺するという事態に直面して、自分の子育てと生

き方にどんな問題があつたかを考えつめて、次のように発言している。そこでは「人間の尊厳」を「自分を含めていのちが育つていく時のおののきのようなもの」といっている。

「いろいろ申しましたが、私の言いたかったのは、テクニックとして、子どもの心をつかまえられなかつたとか、やり方が悪かつたとか、そういうことはなくして、（中略）一人の人間のいのちが育つてゆく時に、魂のふるえるような新鮮さ、あるいはおののき、あるいは不思議さ、本当に一日一日そういうものと遭遇しながら、一人の人間が育つてゆくのだというのちの不思議さ、そして美しさもあると思うのですけれども、そういうものを感ずる感受性、見る目がかくれてしまつた。それでこのよう育てなければいけないとか、こうすればうまくいくとかというタメアだけで育ててしまつたのだということです。結局、それは子どもだけの問題ではなくて、自分自身の生き方とか、自分自身のいのちに対する考え方がそうであつたからで、それが子どもにそう出たのだ、そして、子どものほうが先に犠牲になつたのだと思うわけです。……しかし、前よりは、子どもたちのふるえてゐる状態が見えるようになります。前だと、もうしようがないとか、あんなことをしてとか、あんなふうで、というようにだけ思つていましたのが、子どもが立往生して悩んでいるという、いのちの震えの状況が見えるようになつたんですね。そうしますと、これに対する共感というのか、これに寄りそつてゆく気持ちというか、そういうものが出てきまして、それがあれば、その先は怒ろうと、優しくしようと、それはそのときどきいいと思えるのです。自分も含めていのちが育つていく時のおののきのようなもの、そういうものを自分のなかで考へる気持ちをもつていればいいと思います。それさえあれば、もうあとは、千差万別、その方の個性で、自信をもつてやっていかなければいけないと思います。」

六、子どもの人権と警察

最後になつたが、名簿や顔写真の提供先である警察を子どもの人権の観点からどのようにみたらよいか、という問題を考えてみなければならない。

少年たちが、警察の捜査段階でどのような扱いをうけているか、さきにひとつ事例をあげたが、ここでも数例をあげることからはじめる。この種の事例の紹介は、各種の単行本、雑誌論文等多いが、ここでは「自由と正義」（石井小夜子論文）と「季刊教育法」（永瀬前掲論文）からの引用にとどめる。

①昭和五年二月、東京東調布警察署は、管内で発生した一連の忍び込み窃盗事件の犯人であるとして、事件とは無関係の少年四名の身柄を六〇日以上も拘束し、「否認するなら一件ごとに逮捕して、何歳までも付合つてやる。少年

院へ送つてやる」と脅かし、顔や腹部を殴つたり、飯粒を顔にぬりたくつたりした。さらに手錠をかけ腰縄を長くたらして少年の家へ連れて行き、少年の弟や友人の目にさらすなどして、嘘の「自白」を強制し、忍び込み怪盗集団にしたあげた。（結局）当初より一貫して認めていた数件の窃盗以外、すべて無罪（非行事実なし）となつた。

窃盗については、ある家裁調査官の文章にも次のような事例が紹介されている。

「被害届があつてから警察がその犯人を逮捕することは限らない。むしろ警察官があやしいと感じた少年を、警察に任意に同行し（少年の氣持が完全に任意である場合はむしろまでもある）、少年を問いつめ、自白させた上で、被害届を集める場合も多い。警察官が（中略）少年に対し自白しなければ帰宅させない等のことをおわせば、気の弱い少年から事実に反した自白をひき出すことは容易である。そして（中略）スーパー・マーケット、デパート等では何時品物が紛失したのかの確認もなく警察官の求めに応じて被害届を提出することになる。」

②ある公安事件を捜査するために、警察が一七歳の少年をスペイにして小遣錢をわたし、その少年の口から指導者格の少年の名前を出させた。しかし指導者格の少年には逮捕勾留の要件がなかつたので、過去にシンナーを吸つたこと、同年齢の少女と同棲していたことの二点をとらえて廣犯として立件、その後保護措置になつたので、その間に鑑別所に日参して、日当の公安事件について捜査を行つた。

③結婚を約束し、相手の母親にも紹介されて、交際を重ねていた少年が、相手方の合意のうえで肉体関係をもつた事例について、北海道青少年保護育成条例の「淫行またはわいせつな行為」として補導され、家裁へ送致されたが審判不開始になつた。

④暴走族の一員として、昭和五十六年七月十二日暴走行為（道交法六八条）をしたとの疑いで、少年たちを、交通機動隊の警察官が次のような取調べをした。ひとりの少年が録音したテープがあり、その取調べの実態が明らかになつた。K警察官「……だけど同乗者ってのはねえ、たいした罪じやないんだよ。東京地検には私も同乗した人までは送らないですよ。だから…どうだ。」

A少年「運転もしていないですよ」
K警察官「お前、ケツに乗つたんだよ。ケツに」

A少年「乗っていないですよ」

そこでK警察官は、A少年も一緒に後ろに乗つていてと供述した仲間の調書を机の上に積み上げ、「自白」を迫つたのであるが、少年が認めないので、K警察官「まだ否認するのかよし、いいなこれで鑑別所から少年院だぞ。逮

捕されればだよ。送るよ。……令状とるしかない。令状をとるのは簡単なんだよ。(中略)逮捕されりやあ、一生お前つくんだよ。……職務尋問されてあんたが氏名を言つたとするな。それでおまわりさんが照会すりや、それでコンピューターに全部はいつちやうんだよ。……あんた一生これは自分にとつては不利だよ。これはもう何年たつたって消えないんだよ。少年の犯罪とはいえ消えないんだよ。(中略)逮捕されりや、言わざるを得ないんだよ。言わないで否認してりや、拘留延長でさ、鑑別所へ幾日でもはいっているんだよ。それから少年院だよな。そういうふうにコースはもう決ってんだよ。そうすりや、お前全部言つんだから、はつきりこれは言わざるを得ないんだよ。

「ここへ来て、はつきり言つてくれた連中はさ、……書類でちゃんと終りにするんだよ。……はつきり言つけど、それでも、やつてないって言うんだつたら、いいよ。それでも、もう逮捕するしかない、な……。令状なんか簡単ですよ。」

こうして、警察は、同乗者の多くの少年から、運転していたと見込みをつけた少年たちの名前を「自白」させ、同乗者の少年の「自白」調書と、運転していたとされる少年の「自白」調書をもとに、一九人の少年たちを家庭裁判所に送致した。ところがアリバイがあつたり、少年の所有するオートバイと乗つていた車の色がちがついていたり、犯行当夜、オートバイを修理に出していた等の事実が、次々と明らかになり、一九人中七人が無罪(非行事実なし)となつた。少年警察には、県警本部防犯統計課少年係が、各警察署に少年警察活動を担当する係(少年係)がいて、成人関連事件、複雑重大事件、道路交通事件を除いた十六歳未満の少年の事案の処理は、すべて少年係の警察官に担当させるとしている(「少年警察活動要綱」第8条)。

少年警察には年々拡大の一途をたどり、学校に対しては学警連、職場に対しては職警連、地域に対しては少年補導センター、婦人会、防犯連絡会等を通じて働きかけを強化している。そして機構、人員の面でも拡大を続け、現在では警察のなかでも重要な一部分になっている。

昭和二十四年に国家地方警察本部次長通達で少年警察という名称をとなしては職警連、地域に対しては少年補導センター、婦人会、防犯連絡会等を通じて働きかけを強化している。そして機構、人員の面でも拡大を続け、現在では警察のなかでも重要な一部分になっている。

年の人権侵害があとをたたないのはなぜだろうか。

一般的に、警察における捜査段階では、公判のような手続きが定式化していくうちに、その時々の対応が要求されるから、人権侵害の危険が常につきまとわざるを得ない面がある。免田事件でも、免田氏自身が事件当時かな文字くらしきか読めない文盲に近い状態だったといわれる。一般に冤罪に落とされるのは無知あるいは無学の人の場合が多い。ザザランドも社会的弱者に対しては訴追強度が大きく、それに反してホワイトカラー犯罪は種々の理由で警察や裁判所の干渉を免かれているといい、さらに「警察は、社会の経済的下層階級の人間を逮捕するばあいには無作法だつたり、冷笑的だつたり、粗雑だつたりする。しかし社会的地位にある人間を扱うときは、礼儀正しく寛大である」といっている。

さきに述べた警察の捜査の例もそつだが、次の例も相手が少年=弱者であるために起るものであろう。

昭和五十七年十二月、学校に近い公園の電柱に中学一年生(十三歳)の少年が、学校の文化部の音楽会のビラを貼っていたところ、警察官が、東京都条例と整犯罪法に違反するとして、パトカーに少年を乗せ、麻布署に連行して事情を聽取して、誓約書を書かせた。音楽会のビラ貼り程度なら、本人に注意し、学校の部活動なら、学校に注意すれば充分であるはずである。この場合少年に対するその種の配慮がまったく欠如している。

一般に捜査段階においては、警察官が國家権力を徹底的に代表しているのに對して、被疑者は一介の私人であり、少年の場合には、世俗的なかけひきもなく、法律知識も防犯力もほとんどないから、捜査の必要と人権保障の要求の間には、一層緊張関係が鋭くあらわれざるを得ないことになる。

(一)少年法

現少年法の目的は、その第一条に「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対しても性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずること」とある。

周知のよう、児童福祉法(十四歳未満)が一般的的な社会政策立法であるのに対し、少年法(二十歳未満)は刑事政策立法であるが、その指導理念は両者とも、少年(児童)の健全な育成と適正な保護におかれ。適正な保護とは、非行性の適正な治療を主としたものである。

少年法が刑事政策立法だといつても、一般に非行少年に対する保護は、国家の福祉政策の一環であり、少年法はそれ自体矛盾する要素を内包している。刑事政策が犯罪や非行を防止し、制圧することを直接の目的にし、したがってそ

の本質が社会防衛にあることは明らかである。すなわち犯罪や犯罪人から社会を防衛すること、社会からできるかぎり犯罪の被害者を出さないこと、市民生活を犯罪から守ることである。はしがきに記したように、警察はこの社会防衛が主任務になる。

それに対して少年法の理念は、非行少年の保護・治療における、したがって、少年事件の審理の対象は、その非行事実にあるのではなく、当該少年にどのようないい保護が必要かどうかの要保護性にあるとされる。そういう意味では、少年法の保護主義は、犯罪行為を限度として決定された明示の枠を限定して刑罰を行使する近代法の特徴である罪刑法定主義からも解放されているといえるのである。罪刑法定主義の刑罰の標準が、行為者人格ではなく、行為事実であるのに対しても、逆に少年法はその行為者の人格そのものを問題にし、審理の対象にするということである。また法が人間の内心に立ち入るべきでないという原則は、少年法では、その内心そのものの治療を問題にするのである。

こうして少年法は苛酷な刑罰による贖罪よりも、少年に適正な処遇を与えることが、少年の人権保障になるとされている。また非行少年にとては、保護処分そのものが人権保障であるとするのである。

しかし、少年院・少年鑑別所等の保護処分あるいは拘束も、国家権力による強制処分であることから、その過程での少年の人権が充分に保障されなければならないのである。

このようにして、少年法で少年に対する国家による保護主義が貫徹されるのは、無論少年のもつ特性に根ざしている。少年が外部的な条件に影響されやすく、成人のそれに比べても、多くの少年犯罪が深い悪性に根ざしたものではなく、また発達過程にある人格は固定的なものでもないから、非行は、その後に正しい成長をとげることによって必ず克服できるものである。ことに少年の家庭の崩壊による影響など、自己の責任の外で、少年の人格が損われる場合も多

く、国家の最大限の保護を必要とするのである。

このようにして、少年法の主要な施策は保護処分先議主義であり、犯罪少年の事件はすべて家庭裁判所に送致される（一審未満は児童相談所）。そして家庭裁判所が少年を保護処分にするか、刑事手続にまわすかの決定権をもつていていた。旧少年法の少年審判における検察官先議主義、刑事処分優先はなくなつた。少年事件に対する刑事政策の主役は検察官から完全に裁判官の手にうつったのである。つまり検察官は成人事件についての公訴権を独占しているが、少年事件については、捜査なし調査がおわれば、原則として、すべての事件を家庭裁判所に送致しなければならない。罰金以下の刑に該当する少年犯罪は、警察から直接家庭裁判所に送致される。このようにして少年法の家裁への全件送致

主義では、犯罪少年の処遇は、処遇機関としての機能を備えた家庭裁判所が責任をもち、捜査機関は少年犯罪の発見に従事することを主任務に、「処遇」はすべて家裁に委ねよという趣旨になるのである。

さらに少年法は、少年事件の調査に科学的知識を活用すべきことを強調している。保護主義の科学性を實ぬくためと、少年の適正な保護による人権保障のためである。社会調査（法九条に、医学・心理学・教育学・社会学・その他の専門知識がある専門家（ソシアル・ワーカー）として家庭裁判所内に調査官をおき、資質調査（心身監別）の専門機関としての少年鑑別所（法務省所屬）を設けた。そしてこの間、調査・審判の全過程に行政機関の介入を許さないのが原則になっている。

以上が少年法の理念の概略であろう。しかし少年法を絶対視することは正しくない。

前野育三は「少年法上の保護処分については、まさに利益処分性がたててまえ上の前提とされている。保護処分は利益処分であるとの前提から、一方では処分の対象の拡大が行われ、他方では手続き的厳格さの緩和が正当化される」として、少年法が児童少年（後述、五四頁参照）についての補導・すなわち「成人ならば検挙されないような軽微な、犯罪ともいえない反社会的行為にまで干渉するのは、少年に刑罰を科することがたてまえならば、社会的承認を受けるのは困難だろう」としている。この点を考慮すれば現在の少年犯罪が成人犯罪を含めた総数の四三、四九（全国）に達するという統計的内実が分明になると思われる。そして「手続的にも刑罰であれば、有罪事実の存否について、厳格な手続きが要求されることにならう。保護処分優先主義をとることによって、少年の反社会的行為に対する刑事政策的干渉の範囲はいちじるしく拡大され、その手続きは緩和されているのである。この点で保護主義はかつての教育刑論と同じく國家の刑事政策的介入に対する抑制を緩和する役割を果している」というのである。

少年法は戦後のいわば民主主義的潮流の発展のなかで、その活動を開拓させてきたのであり、もしその理念が形骸化するならば、保護の實質が失われ、少年院送致などが刑罰主義的に運用されるにいたる。かつての教育刑論が刑罰による犯罪者の無害化・「教育」を主張し、手続き的厳格さが不适当に軽視された苦い経験を想起すれば足りる。

手続の緩和には、少年法では、默否権が明示されておらず、付添人（弁護人）をつける権利も明確ではないなどのことがある。前掲の調査官の文章にも次のようにある。「一般的に送致記録に記載された非行事実を読みあげ、少年に対してその事実に間違いないかどうかただすという形で行われる。（中略）非行の動機をも質問する場合もある。この際默否権を告知する裁判官はほとんど

いないうである。ところが少年が裁判官によって告知された非行事実を争うことにはきわめてまれである。少年自身が争わないのに、非行の実行者でない保護者が争うことはさらにまれである。附添人（弁護人）は大多数の事件についていない。そして結局「（裁判官の）心証形成の大部分を警察等で作製した供述調書等の伝聞証拠を含む書面審理に依存」するケースが非常に多くなっているというのである。

しかしそれにもかかわらず、少年法の理念を現実化してきたのは、家庭裁判所の裁判官や調査官、保護施設などの刑事政策実務家たちの努力に負っている。高度な専門性を備えているそれらの実務家たちが、政府の治安政策をストレートに浸透させることを拒んできたからであり、それらの人々の活動が民主的な組織（全司法・全法務・自治労等）によって支えられてきたからであろう。

このような少年法の理念にもとづく人間観とはどんなものなのか、裁判官守屋克彦は、周藤泰之の言葉を引用して次のように述べている。「少年を生ける大人としてみる姿勢」は「かけがえのない尊厳さを持つ人間として常に対象者を見る人間観を持つのみがとり得るものである。この人間観から、対象者に対する常にあたたかい善意の態度を保ち続け、対象者の人格及び問題を類型的にとらえようとするのではなく、その固有の独自性のものとして個別化して理解しようとする態度と技法が生れる」。少年の人格に対する尊重は、自から犯罪や非行を克服して発展していく存在として捉えることによってはじめて可能である。そして、このような立場は、全く学校教育の理念そのものであり、学校における生活指導の基本的な立場でもある。少年法のもつ教育的機能は、学校教育と連携することによって、一層少年法の理念を現実化することに貢献し、学校教育は少年法の理念を展望することによって人間の尊厳をつらぬく立場を豊かにすることが可能になる。

(二) 少年 警察

少年保護事件は「審判に付すべき少年の発見（法六条）」、「少年の被疑事件についての捜査」（法四一条、四二条）などの発見活動にはじまる。少年を発見するための専門機関ではなく、公的機関としての捜査機関（司法警察職員）、検察官、知事及び児童相談所長その他一般人も非行少年の発見に関わる。

少年事件に関する警察の職分に関しては、「犯罪捜査規範」（昭和三年内閣公文委員会規則（丙））中にある少年事件に関する特則（第十九条第二二四条）や、「少年警察活動要綱」（昭和三五年三月一八日警察庁乙保室六号警察厅次長）などに詳細な規定がある。

「少年警察活動要綱」（以下「要綱」という）によると、少年警察の活動対象となるべき少年（二〇歳未満）は次のようになっている。

(一) 犯罪少年「罪を犯した少年」（四歳以上二〇歳未満）

(二) 触法少年「一四歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年」

(三) 虐犯少年「一定の虞犯事由に該当し、しかもその性格または環境に照らして、将来罪を犯した時は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年」

以上(一)(二)(三)を非行少年といいう。

四要保護少年「非行少年には該当しないが、虐待され、または放任されてい

る少年その他児童福祉法による福祉のための措置が必要と認められる少年」

(五) 不良行為少年「非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他の自己または他人の徳性を害する行為をしている少年」

以上(一)から(五)を非行少年等といいう。

まず少年法にある犯罪少年の捜査機関に対する権利あるいは保護規定について若干のことを記せば、以下のようなものがある。

(一) 少年の逮捕については、少年法に規定がなく一般の刑事訴訟法が適用される。しかし、原則として身柄拘束を禁止している少年法の趣旨からは、逮捕も許されなければならないはずであるとされる。

(二) 勾留も検察官はやむを得ない場合でなければ勾留請求はできない（法四三条三項）。

裁判所も勾留権を特定の場合以外は発することができない（法四八条一項）。

(三) 少年の身柄保全は原則として「勾留に代る観護措置」（法四三条一項）によらなければならない。

家庭裁判所送致前の犯罪少年の捜査手続も、少年法の理念に照らして、少年の保護過程でなければならないから、刑事訴訟法の原則的な適用は問題があるとされている。しかも、触法少年や虞犯少年の場合は、その発見手続には刑事訴訟法は適用できず、法的規制のないままに、事実上の活動として警察の発見が行われるから、問題になる場合が多い。前に捜査段階の例を示したように、相手が少年であるが故の暴言が、警察官によって吐かれるだけでなく、脅迫や実際に暴力が振られる。親の承諾を得たとして、捜査段階で子どもを丸坊主にしてしまった例もある。現在の少年法は、捜査段階での、弱者でかつ感受性の鋭い少年の特性に応じた防禦権の保障はほとんどなく、みな成人なりの扱いになっている。以上の点を考慮して、「要綱」は警察における少年の処遇について詳細な規定を設けているのである。ただしの「要綱」は通達であり、法的拘束力はもっていない。

しかしその「要綱」は、学校が少年警察と関わらざるを得なくなつたとき、非行生徒の人権を擁護していくうえで根拠になる可能性もあり、長大になることを厭わずに抄録すれば以下の通りである。

第七条（少年の処遇の基本）

- (2)少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもつて当ること。
- (3)表面の事実の究明に努めることはもとより、少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明に努め、その非行防止又は福祉上最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (5)警察の責務をわきまえて、常に幹部の指示する方針に基づくとともに、できる限り学校の教員、児童委員、保護司その他の関係者と協力すること。
- (6)秘密の保持に留意して少年その他関係者が秘密の洩れることに不安を抱かないように配慮すること。

第八条（呼出し上の留意事項）

- (2)学校又は職場から直接呼び出すことはできるかぎり避けること。
- (3)呼出しに当つては、できるかぎりその用件を明らかにした書面をもってし、かつ保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じこれら者の同道を依頼すること。
- (4)呼出しに従事する警察官は平常の勤務に見えるように工夫し、少年の授業中または就業中の時間を避け、できうれば私服を用いる等少年の近隣、友人等に目立たないようにすること。

第九条（面接上の留意事項）

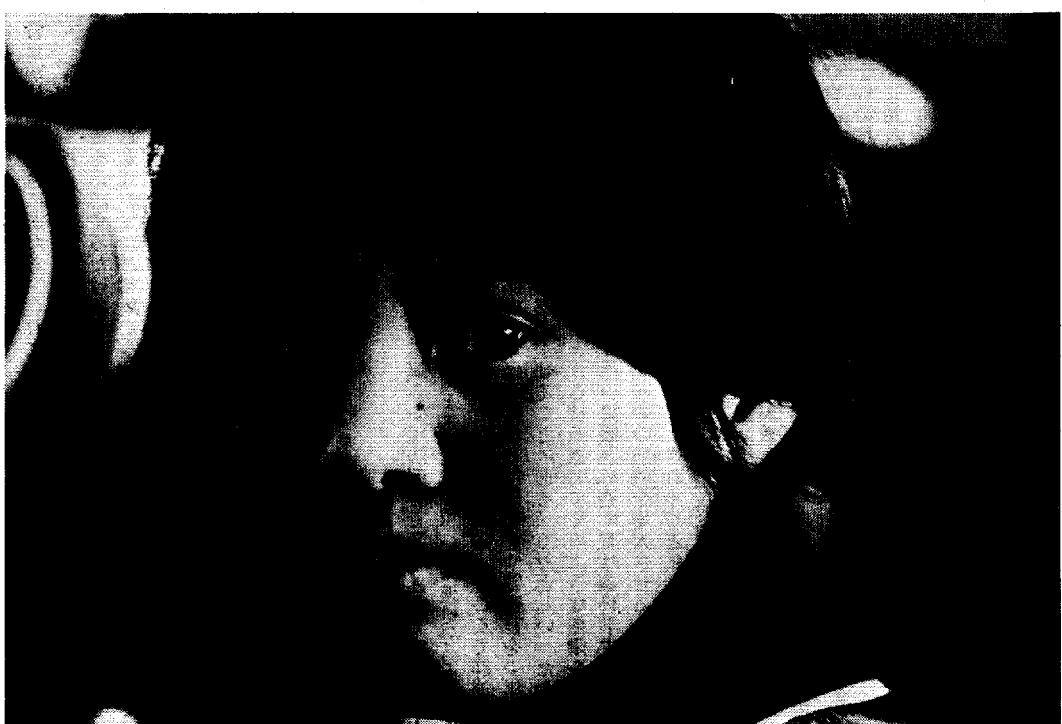
- (1)面接時刻はできる限り少年の授業中、若しくは就業の時刻または夜間遅い時刻を避けるとともに、面接時間は長過ぎないようにしてること。
- (3)やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切と認められる者（担任教員等筆者）の立合の下に行うこと。
- (6)面接中は、少年またはその保護者等の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押しつけようとしないで、その原因を理解することに努めるとともに、少年またはその保護者等が自ら反省するよう仕向けること。

第二十九条（不良行為少年に対する注意・助言等）

- 警察官は、街頭補導、少年相談等に当つて発見した少年が飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者であつても、事情を聴取した上、非行少年と認められる者以外の者については、適切な注意、助言をし、又は必要に応じてその保護者等に連絡するにとどめるものとする。

第三十七条（強制措置の制限）

- (1)警察官は、犯罪少年についても、できる限り逮捕、留置その他強制の措置を避けるものとする。



(2) 置置する場合は原則として成人と分離し、かつ各別に収容することとし、必要に応じて保護室を使用すること。

以上のような詳細な規定を警察が一項目でも守る気持があれば、この章のはじめに記した警察の目茶苦茶な子どもに対する人権侵害は起きようはずがない。音楽会のビラ貼りにしても、街頭補導の項に該当し、したがって「注意、助言」で済むはずのものである。勾留も成人との離居が多く、証拠の湮滅のおそれがない場合でも逮捕されるケースが多い。また、面接に際しての保護者等の立合は、ほとんどおこなわれていない。

どの警察もこの「要綱」を守っていないということでは無論ない。いくらかでも守っている警察に補導された生徒にとっては、学校は警察より悪いということも起り得る。管理主義と非行生徒に対する恫喝が一般化し、場合によっては安易に退学を勧告する状況のなかでは、あるいは「面接」をも「取調べ」など成人の刑事事件と同等の呼び方をする教師が多いなかでは、「要綱」の抄録したかぎりでの立場は、学校の生活指導の基準にもなり得る躰のものであろう。

第三〇条

発見した非行少年と認められる少年に係る事案について捜査または調査を行うに当つては①事案の存否および態様、②事案の動機および原因、③少年の性格、経歴および行状、④少年の家庭、学校、職場および交友の関係、⑤少年の住居地の環境、⑥少年の非行の防止に協力することができると認められる有志者の有無、を明らかにする。

これは非行の事実認定の資料や非行の情状の範囲を超えた事項の調査であり、少年の人間関係やバーソナリティ、住居地の環境等家庭裁判所の調査官の調査内容に大幅に踏みこんでいるだけでなく、一般の市民生活のプライバシーをも侵害しかねない調査内容になつていて。警察は、非行事実の発見、捜査の専門家ではあっても、要保護性の調査、診断能力に乏しいとしなければならない。適正手続の点からも、非行の司法的認定以前に、すでに立入った人格調査を行なうことは違法の疑いが強い。警察は本来的に捜査機関であり、一般に調査の中立性、公正さの制度的保障があるわけではない。

いすれにしろ、非行・不良行為少年は、ほとんどが街頭補導などで、警察活動によつて発見され、その圧倒的な多数は警察かぎりで解決していく。たとえば、簡易送致手続がそれである。これは、窃盗・恐喝等で被害額がおおむね五〇〇〇円未満、恐喝は一〇〇〇円未満、傷害の程度がおおむね全治一〇日以内等、罪種、被害の程度を限度として、犯罪事実が軽微で、「犯罪の原因および動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況および環境等からみて再犯のおそ

れがなく、刑事処分または保護処分を必要としない」(「犯罪検査規範」二二一条)と警察が認めた場合にあたる。これには要保護性の判断に必要な資料の添付がなく、家庭裁判所は警察からの送致書の記載を事實上信用するばかりで、警察の行う調査等を追認するだけに終ることは避けられない。またそれだけではなく、再犯のおそれがないと判断するための「調査」を捜査段階に必然的に導入することによって、警察による少年の身辺調査を一層容易にしているのである。

こうしてみると、少年事件に関する警察はたゞ役割及び権限は絶大といつてよく、少年法「改正」の動きに照らしても、警察の今後の権限の拡張方向に、強い関心をむけざるを得ない。

七 毛すびにかえて

少年法「改正」問題は現在、法制審議会少年法部会で審議されているが、主な柱は、「検察官の関与」「捜査機関による不送致制」「保護処分の多様化、彈力化の二つである。抵触の部合もあり、それぞれの問題点をここで詳述することはできないが、打論の関係でいえば、要するに検察官や警察官を少年非行事件の診断と処遇の広い分野に進出させることにある。くり返しつつあるに社会防護と公共の秩序維持を主任務とする捜査機関にそのような権限を大幅にもたらせることは、少年法のもつ少年非行の診断と処遇における科学主義、教育主義を破壊し、少年とその関係者の権利侵害の危険を増大させることになる。学校教育がそれによつて一層困難な局面に立たされることになろう。

「こんにちの少年法制度の基本は、家庭や学校等の一般教育を優先させることがになっているが、犯罪検査規範や少年警察活動要綱は一般教育力に対する單なる配慮しか規定していない。ここに警察が教育機関への配慮を軽視するか教育に介入してくる余地が生れたものと思われる。少年非行の捜査では、学校や家庭の教育的対応を優先させることを少年法に規定する必要がある」という東京弁護士会の指摘は、極めて重要である。

また、一九六〇年の国際連合犯罪防止および犯罪者待遇会議(ロンドン)において、少年非行の予防に関して、警察には「社会教育的な働きの分野にふさわしい特別の機能をこえるような権限をもたせるべきではない」という決議をしている。

しかし日本の警察は、これらの憂慮とはまったく逆の方向に走り出している。警察を主導とする非行防止の大国民運動の展開である。

昭和五十七年五月、警察庁の「少年非行総合対策要綱」によると「少年の社

会参加活動や非行防止の國民運動の展開」等が、警察の責務として掲げられて
いる。具体的には〔少年補導活動〕〔少年相談活動〕〔少年の規範意識の啓
発活動、青少年を取り巻く社会環境の整備、などである。

このうち、特に〔D〕の少年の規範意識の啓発活動を、本年度版「警察白書」で

みると次のようにになっている。

まず「少年非行を根本的に解決するためには、家庭、学校、地域社会等との連携の下に、少年に社会や集団との連帯感や克己心をはぐくませることにより、その規範意識を発展する必要がある」として、少年非行を克服するためには、市民社会の道徳觀の統制をはじめ、市民生活のすべての面に介入できるかのような姿勢である。少年の社会参加と称して、「少年に主体的に社会とのかかわりを持たせることによって、社会を構成する一員としての自觉を促す」としているし、非行とかかわりのない一般の少年の生産体験活動まで組織しようとしている。

「少年の克己心や自立心をはぐくむとともに、少年に社会的ルールを身に付けさせるため」に、各種の体育・スポーツ活動を幅広く推進することを方針化し、非行や不良行為と関係のない一般少年への働きかけを中心に「少年を非行からまもるパイロット地区」を指定して、非行防止のための教室や座談会を組織している。昨年にはすでに一九万の少年と一八万人の保護者を参加させたとしている。

捜査活動を専門とする警察に、社会規範まで指導させようというのが権力の志向であるとすれば、非常に危険なものを感じる。いまや警察活動の限界について、国民的な討論も巻き起さなければならぬ段階にきていているのではないか。そのためには、なによりも、学校が父母の負託に応えるだけの教育力量をつけなければならないだろう。名簿や顔写真を提供して、警察主導の地域ぐるみの非行対策に身をなげだすこと、子どもの人権とどう関わるかは、すでにみてきたところである。東京弁護士会が提起したように、少年法の問題を含めて、子どもにかかるすべての社会現象とそれへの対応において「学校や家庭の教育的対応を優先させ」、またそのように組み替えることが、切実に求められているのだと思う。

最後に誤解のないようにつけくわえておけば、子どもの人権を擁護するとは、子どもからかつて賀川豊彦がいったような「叱られる権利」を奪うことではない。非行を悪と評価することが、学校や家庭でもっと厳しく問われなければならない。子どもにとって無原則的にペーミングな社会であつてはならないだろ。少年法など少年非行の問題に即していえば、前野がいうように、将来と

も「刑罰から責任非難の要素が消え去ることを期待すべきではない」し、いつそう「純化」したものにしなければならないだろう。そのためには、ひとりひとりの子どもの人間としての尊厳を社会的に支えるのでなければならない。

- (1) 永瀬多子「少年非行と警察の役割」、「季刊教育法」No.48総合労働研究所、一九八三年
(2) 荒木伸治「少年警察の組織と運営」、「講座『少年保護』」3、大成出版、一九八三年
(3) 横山晃一郎他「刑事訴訟法」、有斐閣、一九八二年
(4) 小林直樹「現代基本権の展開」、岩波書店、一九七九年
(5) 佐藤幸治「現代社会とプライバシー」、「現代損害賠償法講座」2、日本評論社、一九八〇年
(6) 佐藤、前掲論文
(7) 小林直樹、前掲書
(8) 永瀬、前掲論文
(9) 鳩尾輝久「現代教育の思想と構造」、岩波書店、一九七四年
(10) 鳩尾、前掲書
(11) 小林、前掲書
(12) 小林、前掲書
(13) 藤井誠二「高校生のみた管理教育」、「世界」、一九八三年九月号
(14) 沖原豊、「体罰」、第一法規、一九八二年
(15) 森式夫「少年非行の二般化・日常化」、「講座『少年保護』」1、大成出版、一九八三年、一部修正
(16) 松本義「略奪的非行」、「講座『少年保護』」1、大成出版、一九八三年
(17) サザランド「刑事原論」、朝倉書房、一九五〇年
(18) 松本、前掲論文
(19) 松本、前掲論文
(20) 今橋・安藤、前掲論文
(21) 今橋・安藤、前掲論文
(22) 外国關係は主として沖原豊の前掲書を参考にした。
(23) 沖原、前掲書
(24) クルバスクナ「国民教育と民主主義」
(25) 日高六郎「管理社会のなかの青少年たち」、「ジュリスト特集青少年―生活と行動」
(26) 中原尚「論文、『展望少年法』」、誠文堂、一九七八年
(27) サザランド、前掲書
(28) 中原尚「論文、『展望少年法』」、誠文堂、一九七八年
(29) 前野、前掲書
(30) 前野、前掲書
(31) 中原、前掲論文
(32) 守屋克彦「少年の非行と教育」、○草書房、一九七九年
(33) 菊田幸一「少年法概説」、有斐閣、一九八一年
(34) 菊田、前掲書
(35) 前野、前掲書